

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## ナイジェリア人権報告書 2016年版

### 概要

ナイジェリアは36の州及び連邦首都地区（FCT：Federal Capital Territory）から成る連邦共和国である。2015年に同国国民は全進歩会議（All Progressives Congress）党のムハンマドゥ・ブハリ（Muhammadu Buhari）を任期4年間の大統領に選出し、同国の歴史において初めて現職大統領からの民主的政権移行に成功した。

文民当局は必ずしも治安部隊に対する実効支配を維持したわけではなかった。

北東部における武装テロリスト集団、ボコ・ハラム（Boko Haram）とその分派である西アフリカ・イスラム国家（Islamic State-West Africa）による反乱が続いた。軍は主要な人口密集地域から反政府勢力を追い払ったが、反政府勢力は依然として農村部での支配を維持し、複合的な攻撃や自爆テロを行う能力があった。犠牲者数が増え、ボコ・ハラムと治安部隊の双方による深刻な人権侵害が相変わらず報告された。

最も深刻な人権侵害にはボコ・ハラムによる侵害も含まれ、ボコ・ハラムは政府や民間人を狙った攻撃を多数行い、その結果、数千名もの死者や負傷者、広範囲に及ぶ破壊、180万名もの国内避難民が生じ、推定191,000名のナイジェリア難民が主にカメルーン、チャド、ニジェールといった近隣諸国へ避難する事態となった。ボコ・ハラムの攻撃や、時には全般的な犯罪や不安定状態に対応する中で、治安当局が超法規的殺害を犯し、拷問、強姦、恣意的拘留、被拘留者の虐待、財産の略奪及び破壊に関わった。

ナイジェリアは民族的、地域的、及び宗教的な暴動にも苦しめられた。他の深刻な人権問題の例として、自警団による殺害；長期間に及ぶ裁判前拘留（劣悪な条件で、独立的監視が限られる場合が多い）；軍事施設での民間人拘留（根拠の薄弱な証拠に基づく例が多い）；公正な公判の否定；司法に対する行政の干渉；国民のプライバシー権の侵害；言論、報道、集会、移動の自由に対する制限；公務員の汚職；女性や児童に対する暴力（女性器切除／女子割礼を含む）；児童の静的搾取；人身売買；早期／強制結婚；性的指向や性同一性に基づく差別；民族性、出身地域、宗教及び障害に基づく差別；強制労働；及び児童労働が挙げられた。

政府は、治安部隊又は別の政府内組織のいずれを問わず、違反を犯した公務員を捜査又は訴追するための措置をほとんど講じず、刑事免責が依然として政府のあらゆるレベルで蔓延していた。政府は、治安部隊による重大な未解決の人権侵害疑惑、あるいは警察又は軍

隊による拷問又は他の職権乱用事件の大部分について、捜査又は訴追を行わなかった。

ボコ・ハラムによる多数の攻撃は民間人を狙ったものが多かった。この集団は児童兵士を募集し、強制的に徴兵し、爆弾攻撃（自爆テロを含む）及び他の攻撃を、国内北東部やカメルーン、チャド及びニジェールの人口密集地で行った。政府はこれらの攻撃について捜査したが、ごく少数のボコ・ハラムのメンバーしか訴追せず、ボコ・ハラム支持者と疑われる人々の大多数を未告訴のまま軍施設に拘留した。

ボコ・ハラムによる誘拐が続いた。この集団は誘拐した多数の女性や少女に対し、強制結婚や強姦を含め、性別に基づく性的暴行を働いた。政府は攻撃について捜査したが、ボコ・ハラムのメンバーをほとんど訴追せず、ボコ・ハラム支持者と疑われる人々の大多数を未告訴のまま軍施設に拘留した。

国連及び他の国際機関の報告によると、集合的に民間人統合任務部隊（CJTF : Civilian Joint Task Force）として知られる自警団が、時には軍隊と共同でボコ・ハラムに対抗したが、相変わらず児童兵士を集め、使用し、これを強制的に行う場合もあった。政府はこうした行為を禁じ、政府と連携する CJTF は児童兵士を雇用していないと主張した。とは言え、ボルノ（Borno）州政府は、時にはナイジェリア軍と連携して対ボコ・ハラム作戦に加わった CJTF の一部のメンバーへの財政支援と現物支給を続けた。

## 第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

### a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府代理人による恣意的及び法に基づかない殺害の報告例が多数あった。国家警察、軍隊及び他の治安当局は、死に至る過剰な武力を行使して抗議集団を解散させたり、犯罪者や容疑者を逮捕し、他の超法規的殺害も働いた。当局は概して、警察、軍隊又は他の治安部隊要員を、過剰又は致命的な武力の行使、あるいは被拘留者の死亡を理由に拘束しなかった。不審死の捜査を担当する州及び連邦の調査委員会は、所見を公開しなかった。

抗議集団への対処やデモ参加者の解散を目的に、治安部隊が実弾使用を含む過剰な武力を行使した結果、多数の人々が殺害された。（2016年）2月9日、報告によるとアビア（Abia）州アバ（Aba）の学校で分離派のビアフラ先住民（IPOB）運動の抗議集団または支持者を解散させるために警察と軍の要員が実弾を使用し、少なくとも9名が殺害された。（2016年）6月、アムネスティ・インターナショナル（AI : Amnesty International）がある捜査の所見を公表し、（2016年）5月29日～30日に警察と軍の要員がアナンプラ（Anambra）州オニトシ

ャ (Onitsha) で少なくとも 17 名の IPOB メンバー又は支持者を、計画されていた政治的デモに先立って殺害したと結論付けた。(2016 年) の AI の報告によると、2015 年 8 月以降、治安部隊が少なくとも 150 名の IPOB メンバー又は支持者を殺害し、数百名を恣意的に逮捕した。(2016 年) 12 月時点で、政府はこれらの事件をまだ捜査していなかった。

(2016 年) 1 月、カドゥナ (Kaduna) 州政府は司法機関の審問担当委員会に対し、カドゥナ州ザリア (Zaria) で 2015 年 12 月にナイジェリア・イスラム運動 (IMN : Islamic Movement of Nigeria) というシーア派集団のメンバーをナイジェリア陸軍 (NA) 部隊が殺害した事件の捜査を依頼した。連邦政府はこの捜査の結果を待ってから措置を講じる意向を示し、それが最も許容できる措置であると主張した。訴訟手続を IMN は棄権し、IMN に対する偏見があると主張したが、訴訟過程でカドゥナ州政府当局者が、NA によって殺害された 347 名の IMN メンバーの遺体を収容している集団墓地の存在を明らかにした。カドゥナ州政府は (2016 年) 7 月 31 日、同委員会による非拘束的報告書を公開した。この文書によると、348 名の IMN メンバーと兵士 1 名が 2015 年 12 月の争いで死亡し、これに続いて同州政府はザリア州内及び周辺の IMN の信仰場所や財産を破壊した。同委員会は、NA が「過剰で不相応な」武力を行使したと認め、そして連邦政府に対し、不法行為を働いた者の独立的な捜査と訴追を行うよう勧告した。同委員会は IMN の追放と、そのメンバー及び活動の監視も要求した。(2016 年) 12 月、カドゥナ州政府は、NA による過剰で不相応な武力行使の申し立てを捜査及び訴追する旨の同委員会からの勧告を受諾する白書を公表した。同州政府は、当該の争いと過去 30 年間にわたり IMN メンバーが行ったあらゆる違法行為について、IMN リーダーのシェイク・イブラヒム・ザクザキー (Sheikh Ibrahim Zakzaky) に責任を負わせる旨の勧告も受諾した。(2016 年) 12 月、連邦裁判所はザクザキーと彼の妻の未告訴拘留の継続について、違法かつ憲法違反であると宣告した。同裁判所は IMN リーダーと彼の妻の即時無条件釈放を命じたが、当局に 45 日間の猶予を与え、これは 2015 年のザリア州での事件勃発時に破壊された住居に代わる住まいを夫妻に提供する時間が政府に必要であるとの理由であった。(2016 年) 12 月時点で、収監中の 200 名余りの IMN メンバーが依然、共謀罪や過失殺人罪での起訴に関する裁判を待っていた。

申し立てによると、治安部隊は超法規的殺害の責任を問われ、一度に多数の人々を一度に殺害したという例が多かった。例えば、(2016 年) 8 月、軍隊員がニジェール (Niger) 州のボッソ (Bosso) 地方政府区域 (LGA : Local Government Area) のある村に立ち入り、兵士による家屋立ち入り及び武器弾薬捜索の許可を拒否したとの理由で 7 名の民間人を殺害したとされている。ニジェール州政府は捜査を行う調査委員会を設置したが、(2016 年) 12 月時点で報告書は未発行であった。

北東部及び他の区域での内紛に関連する恣意的殺害や法に基づかない殺害の報告が複数あ

った (1.g 項参照)。

## **b 失踪**

AIによると、(2016年)8月16日、政府のナンバープレートを付けたスポーツ用多目的車に乗った武装集団が、アナンプラ (Anambra) 州アムコ・ンネウィ (Amuko Nnewi) でビアフラ支持派活動家のサンデー・チャックス・オバシ (Sunday Chucks Obasi) を自宅の外で銃撃し、誘拐した。家族からの問い合わせに対し、アナンプラ警察はオバシを拘留していないと回答した。(2016年)12月時点で、彼の消息は依然不明であった。

犯罪集団が相変わらず、ニジェール・デルタ (Niger Delta) や南東部で民間人を誘拐し、大抵は身代金集めが目的であった。例えば、報道によると (2016年)6月、武装集団が7名ものセメント会社請負業者 (複数の外国人を含む) をクロス・リバー (Cross River) 州カラバル (Calabar) 郊外で誘拐した。誘拐犯は数日後、被害者を無傷で解放した。

他にも国内各地で著しい数の誘拐事件が発生し続けた。裕福な著名人が誘拐のターゲットにされる例が多かった。例えば (2016年)3月、武装集団がNAのサマイラ・イヌサ (Samaila Inusa) 大佐をカドゥナ州で誘拐し、後に殺害した。(2016年)4月、誘拐集団が元教育大臣のイヤボ・アニスロウオ (Iyabo Anisulowo) 上院議員をオグン (Ogun) 州で誘拐し、申し立てによると身代金を受け取って彼を解放した。

ボコ・ハラムは相変わらず、アダマワ (Adamawa) 州、ボルノ州及びヨベ (Yobe) 州で大規模な誘拐を働いていた (1.g 項参照)。

## **c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰**

憲法及び法律では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱いを禁じている。2015年に可決した刑事司法管理法 (ACJA : Administration of Criminal Justice Act) では逮捕者に対する拷問及び残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱いを禁じているが、違反者に対する罰則を規定していない。各州も個別に、FCT と連邦政府機関の枠を超えて法制を適用できるよう、ACJA を採択しなければならない。(2016年)12月時点で同法を既に採択していたのはアナンプラ州、エキチ (Ekiti) 州、エヌグ (Enugu) 州及びラゴス (Lagos) 州だけであった。拷問防止法案は2015年に国会両院で可決していたが、改正を希望するブハリ大統領から上院に差し戻され、最終可決待ちの状態であった。

司法省 (Ministry of Justice) は国家拷問防止委員会 (NCAT : National Committee against Torture)

を創設した。しかし、法務面と運用面での独立性を欠き、資金不足でもあったため、NCAT は効果的に業務を遂行できない状態が続いていた。

法律では拷問を通じて得られた証拠及び自白の公判への提出を禁じているが、当局はこの禁止を遵守せず、警察はしばしば、自白を引き出すために拷問を使用し、こうした自白を後で容疑者の審理に使用した。また警察は繰り返し、金銭を強要するために民間人を虐待した。

(2016年)9月のAIの報告によると、強盗防止特別部隊(SARS: Special Antirrobbery Squad)に所属する警察官が日常的に、自白や賄賂を引き出す手段として被拘留者を拷問していた。例えば、報告によるとエヌグ州のSARS警察官がある被害者をマチューテや重い杖で殴打し、25,500ナイラ(81ドル)を払わせてようやく彼を釈放した。AIの所見への対応として、報告によると警察の監察総監がSARS指令官を訓戒し、SARS部門による適正手続不履行や過剰な武力行使の是正に向けた広範な改革を行うと発表した。

複数の国内の非政府機関(NGO)や国際人権団体が引き続き、デモ参加者、犯罪容疑者、過激派、被拘留者及び囚人に対する治安当局による違法拘留、非人道的取扱い及び拷問を告発した。報告によると軍と警察が広範囲に及ぶ拷問方法を、殴打、銃撃、爪や歯の剥ぎ取り、強姦及び他の性的暴行形態を使用していた。報告によると、治安当局は女性や少女に対する強姦及び他の暴行形態を働いても刑事免責となる例が多い。例えば、(2016年)7月、申し立てによると、ある警視正がアクワ・イボム(Akwa Ibom)州ムクパト・エニン(Mkpat Enin)で15歳の少女を強姦した。(2016年)12月時点で、この事件に関する捜査の報告はなかった。

警察は相変わらず、逮捕者に対して一般に「ひけらかし」と呼ばれる手法を使用し、これは逮捕者に公共の場を歩かせ、人前で嘲笑や虐待に曝すという手法である。見物人はしばしば逮捕者を愚弄したり、食べ物や他の物を投げつけたりした。

北部12州のシャリア裁判所は、鞭打ち、身体切断及び投石による死刑などの処罰を規定することができる。シャリア刑事訴訟法では、身体切断又は死刑を伴う判決を上級シャリア裁判所に上訴するための期間を30日間、被告人に与えている。制定法では州知事に対し、あらゆる裁判所判決を、身体切断又は死刑の量刑を含め、シャリア裁判所又は非シャリア裁判所のどちらによる判決かを問わず、平等に扱うことを義務付けている。しかし、当局はシャリア裁判所から下された鞭打ち、身体切断及び投石の量刑を実行しないことが多く、これは被告人が頻繁に上訴し、手続が長期間に及ぶ可能性があるためであった。連邦上訴裁判所は上記のような処罰が憲法違反に当たるか否かについて裁定を下していなかったが、

これは連邦レベルに達する関連訴訟がなかったためである。シャリア上訴裁判所は一貫して、手続又は証拠に基づいて投石及び身体切断の量刑を覆したが、憲法を根拠とする異議申し立てはなかった。

(2016) 年中、鞭打ちの報告例はなかった。被告人は概して、鞭打ち刑を制定法違反として法廷で異議を唱えなかった。シャリア裁判所は通常、鞭打ち刑を即時実行した。一部の事例において、有罪判決を受けた者が鞭打ちの代わりに罰金を支払ったか、又は投獄された。

(2016 年) 1 月、カノ (Kano) 州のシャリア裁判所が、イスラム教聖職者 1 名とその他 8 名の冒瀆罪による死刑判決を追認した。申し立てによるとこれらの人物は 2015 年 5 月にティジャーニヤ (Tijaniya) 派の創始者を称える宗教集会で神を冒瀆する発言を行っていた。(2016 年) 12 月時点でこの事件はまだ上訴中であった。

## 刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は依然として苛酷で生命を脅かすものであった。報告によると、囚人及び被拘留者は裁判外処刑、拷問、総体的過密状態、食糧及び水の不足、及び他の虐待を受けていた。政府は過激派容疑者を公式の刑務所システム外で拘留することが多かった (1.g 参照)。

物理的状況：過密が重大な問題であった。国内の刑務所の設計上の総収容定員は 50,153 名であったが、(2016 年) 3 月時点で 63,142 名の囚人を収容していた。囚人の約 72 パーセントが裁判前拘留又は再拘留の状態であった。2015 年 9 月時点で 1,225 名の女性囚人がいた。当局は時々、女性と男性の囚人を一緒に収容し、特に農村部でそのような状況であった。2013 年の NPS の報告によると、847 名の少年囚人が少年拘置施設に収容されていたが、刑務所当局は少年容疑者を成人と一緒に収容することが多かった。

囚人及び被拘留者は、大多数が公判前であったが、報告によると、裁判外処刑、拷問、総体的過密状態、食糧及び水の不足、不十分な医療、故意及び偶発的な高温及び日光への露出、そして死亡に至るおそれのある全体的に不十分な衛生状態に繋がるインフラ欠陥といった状況に置かれた。報告によると、守衛及び刑務官は囚人を虐待したり、あるいは食糧、刑務所の保守及び刑務所からの釈放の対価として金銭を要求した。場合によっては女性囚人が強姦の脅威に直面した。

240 箇所の刑務所はほとんどが築 70~80 年で、基本設備を欠いていた。飲用水不足、不十

分な下水処理施設、そして深刻な過密状態が、危険で不衛生な状態をもたらしていた。医療用品が慢性的に不足している窮屈で、換気が不十分な刑務所施設では依然として疾病の蔓延が続いた。医療が不十分なために HIV/AIDS、マラリア及び結核などの治療可能な疾病が原因で多くの囚人が死亡した。当局は伝染性疾患に罹患している囚人を隔離しようと試みたものの、スペースが不十分な施設が多く、上述の疾病に罹患している囚人は一般囚人と一緒に過ごした。(2016)年中、刑務所での死亡者数に関して信頼できる統計はなかった。

金銭又は家族からの援助がある囚人にだけは十分な食糧があった。刑務所職員は囚人の食糧用に提供された現金を日常的に盗み取った。貧しい囚人は他者からの施しに頼って生き延びる場合が多かった。刑務所職員、警察及びその他の治安部隊隊員は、囚人を罰する又は金銭を巻き上げるために食糧及び医療を与えないことが多かった。

概して、刑務所には妊婦又は授乳期間中の母親を世話するための施設がなかった。服役中の母親のもとに生まれた乳児は通常、離乳するまで母親と一緒に過ごした。法律では児童の収監を禁じているが、未成年者（多くは刑務所で生まれた）が刑務所で暮らしていた。ナイジェリア刑務局（NPS : Nigerian Prisons Service）によると、2013年に69名の乳児が母親と一緒に刑務所で暮らしていた。CURE-Nigeriaが実施し、(2016年)3月に公表した、刑務所における女性と児童に関する調査の結果、拘留中の多数の児童が通常の予防接種を受けていないことが判明し、当局は衛生用品、適切な寝床、適切な食糧及びレクリエーション区域など、囚人の身体的ニーズに適応するための準備をほとんど行っていなかった。CURE-Nigeria という NGO の報告によると、女性囚人は総じて慈善団体を頼りに、女性用衛生用品を入手していた。

概して、精神障害を抱える囚人に適応するための精神衛生サービス又は他の適応措置を提供する努力を行っている刑務所はほとんどなかった（第6節参照）。

国内及国際的人権団体により報告されている非公式の軍事刑務所（ボルノ州マイドゥグリ（Maiduguri）のギワ（Giwa）兵舎など）は運営を続けていた（1.g 項参照）。(2016年)5月のAIの報告によると、少なくとも149名（12名の児童及び新生児を含む）が(2016年)1月以降にギワ兵舎で死亡した。同報告によると、過密状態が、疾病や食糧及び水へのアクセス不足と相まって、施設における死亡率増大の最たる原因であった。報告によると、軍はボコ・ハラムを支持したという合理的疑惑ではなくむしろ、無作為なプロファイリングに基づく恣意的な大量逮捕の過程で多数の人々をギワ兵舎に拘留した。軍は報告所見を公然と否定したが、国連児童基金（UNICEF）と協力して(2016年)10月までに施設に拘留されていた児童876名を解放した。解放後、ギワ兵舎又は他の非公式拘留施設に残っていた他の児童又は成人の数は不明であった。

2014年のAIの報告によると、ギワ兵舎に収監され脱走を試みて再度捕まった600名余りの囚人が、集団で裁判外処刑された。2013年にAIは、北東部において以前は知られていなかった軍拘留施設（ギワ兵舎及びセクター・アルファ（Sector Alpha、別名「グアンタナモ（Guantanamo）」を含む）及びヨベ州ダマツル（Damaturu）の大統領宿舎（別名「ガードルーム（Guardroom）」）の存在を明らかにしていた。AIによると、軍は拘留中の人々を非人道的で品位を傷付ける形で扱い、申し立てによると数百名が超法規的殺害、殴打、拷問又は飢餓が原因で死亡した。ギワ兵舎での疑惑への対応として、軍は捜査を実施する意向を示したが、（2016年）12月時点で捜査報告を一切公表していなかった。

運営：囚人に関する記録管理は不十分であったが、当局はそれを改善する対策を講じなかった。当局は各囚人に対する書面での記録を一貫性なく保持したものの、その書面を広範囲で入手できるようにはしなかった。

刑務所当局は指定時間枠内の面会を許可したが、主に家族の財力不足及び移動距離が理由で面会者はほとんどいなかった。

ナイジェリアには既決囚及び被拘留者の代理を務めるオンブズマンがいない。ACJAでは、各州の裁判長又は裁判長が指名する治安判事が管轄区域内の刑務所以外の警察署及び他の拘留場所の検査を月次で実施することとし、また逮捕記録を検査し、容疑者の罪状認否を指示し、以前は拒否されたが適切である場合に保釈を認めることができる旨、規定している。

国家人権委員会（NHRC：National Human Rights Commission）が刑務所監査を実施し、（2016年）9月に新たな監査の開始を発表した。非人道的状況に関する信頼性のある申し立てを調査する意志及び能力を報告したが、監査報告が最後に公に公開されたのは2012年であった。報告によると、司法省は省内の法的支援審議会（Legal Aid Council）を通じ、連邦政府刑務所過密緩和計画（Federal Government Prison Decongestion Program）の下、刑務所のモニタリングを実施した。

独立的監視：独立系の非政府観測筋によって限定的に刑務所のモニタリングが実施された。赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）は引き続き警察の拘留施設やNPSの施設に出入りすることができた。一部の軍拘留施設も訪問することができた。

改善：個々の検事総長及び刑務所運営陣は現地の施設及び手続を改善するために活動した。CURE-NigeriaはFCTの裁判長と共同で、裁判待機中又は服役を終えた、近隣州で収監され

た FCT 囚人の事件の再検討を行った。

#### d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁止しているが、警察や治安部隊はこうした慣行を採用した。多数寄せられた報告によると、2013 年以降、軍は北東部でのボコ・ハラムに対する軍事活動中に数千人もの人々を恣意的に逮捕してきた（多くは監視のない軍拘留施設に収容された）(1.g 項参照)。法執行機関や諜報機関は汚職事件の訴追において適正手続に従わず、適切な逮捕令状や捜索令状なしに容疑者を逮捕することが多かった。

#### 警察及び治安組織の役割

国家警察部隊（NPF : National Police Force）はナイジェリア最大の法執行機関である。警察監察長官は大統領から任命され、内務大臣に属し、NPF を指揮する。諸州及び FCT それぞれの地域社会における法と秩序の維持という伝統的な警察の責任に加え、監察長官は国内全域の国境警備、海洋（航行）事案及びテロ対策が関係する法執行業務を監督する。州警察長官は監察長官から任命され、州知事から承認され、各州及び FCT の NPF 部隊を指揮する。行政上は監察長官に統制されるものの、業務上、州長官は知事に属する。地域特有のテロ活動又は国家的災害など、法執行資源を補う一時的配備が必要となる社会的暴力又は緊急事態が発生した場合も、知事がこれらの部隊の業務統制を担うことができる。

国家サービス省（DSS : Department of State Services）は国内治安を担当し、国家安全保障顧問を通じて大統領に属する。他にも複数の連邦政府機関が法執行部門を有し、例えば経済・財務犯罪委員会（EFCC : Economic & Financial Crimes Commission）、検事総長局（Attorney General's Office）、内務省（Ministry of Interior）及び連邦裁判所が挙げられる。

警察部隊が社会的暴力を統制する能力を欠くことから、政府はますます、軍隊に頼る例が多くなってきた。例えば（2016 年）7 月、軍は全国各地での畜産業者と農業者の対立の増加に対処するため、調和作戦（Operation Accord）を始動した。

警察、DSS 及び軍は文民当局に属するが、定期的に文民統制外で活動した。政府には治安部隊による虐待や汚職を調査及び処罰する有効な仕組みを有していなかった。警察及び軍部は依然として汚職を起こしやすく、人権侵害を犯し、容疑者の逮捕、不法拘留及び場合により裁判なしの処刑における広範囲に渡る刑事免責を受けて活動した。報告によると、DSS も人権侵害を行っていた。一部の事例において民間人又は政府が人権侵害実行者を告訴したが、ほとんどの場合、初期捜査の後、裁判が長引くか、未解決のままであった。軍

隊では、兵士の指揮官は懲戒処分を決定し、指揮官の決定は軍隊法（Armed Forces Act）に基づく指揮命令系統による審査を受けた。（2016年）3月、軍は民間人から提起された人権侵害の申し立てを捜査する人権デスクの創設を発表したが、（2016年）12月時点で同事務所の付託事項が不明瞭なままで、正式に捜査が開始された例もなかった。

### 逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察及び他の治安当局は、ある人物が罪を犯したという十分な嫌疑があれば、事前に令状を取らずに逮捕する権限があり、しばしばこの職権が乱用された。法律では、たとえ非常時であっても、被拘留者が治安判事の面前に48時間以内に出頭し、弁護士や家族と面会できる状態でなければならない旨、要求している。多くの場合、政府や治安当局者は、賄賂を受け取らない限り、この規制を遵守しなかった。警察は取り調べのために犯罪現場近くで発見された人々を数時間から数か月間の期間に渡って拘束し、釈放後、当局は追加尋問のために戻るよう要求するが多かった。法律では、警察官が逮捕を行う場合、逮捕時点で容疑者に罪状を伝え、合理的な期間内に手続を進めるため容疑者を警察署へ移送し、容疑者が弁護士を雇い、保釈金を納めることを許可するよう、要求している。家族は怖がって収容施設として使用されている軍隊の兵舎に近づけなかった。警察は日常的に容疑の通知又は弁護士及び家族との面会を許可せずに容疑者を拘束しており、こうした拘留には賄賂の教唆が含まれているが多かった。保釈規定は多くの場合、依然として恣意的又は裁判外の影響を受けた。裁判官はしばしば極めて厳重な保釈条件を設定した。保釈制度が機能していない多くの地域では、容疑者は依然として刑務所制度の範囲内で調査拘留のもと無期限で投獄された。当局は長期間、被拘留者が外部との連絡を取れないようにした。多数の被拘留者の申し立てによると、警察は彼らを法定審問に連れて行くため及び釈放するために賄賂を要求した。家族が裁判への参加を希望した場合、警察は追加支払を要求することが多かった。

恣意的な逮捕：治安部隊隊員は（2016）年中、人数は不明のままだが多数の人々を恣意的に逮捕した。北東部では、報告によると、軍や CJTF など自警団のメンバーが相変わらず、集団逮捕の際に人々を一網打尽に捕らえていたが、それに対する証拠がないが多かった。

治安局は（2016）年中、ジャーナリスト及びデモ参加者を拘留した（2.a 項及び 2.b 項参照）。

裁判前の拘留：長期間にわたる裁判前拘留が依然として深刻な問題であった。（2016年）3月からの NPS の統計によると、刑務所人口の 72 パーセントを裁判待機中の被拘留者が占め、数年間に及ぶ者が多かった。裁判官の不足、未決の公判、地域固有の汚職、官僚主義的な

無気力、及び不当な政治的影響が司法制度をひどく妨害した。多くの場合、度重なる休廷が数年間に及ぶ遅延を引き起こした。多数の被拘留者が訴訟を引き延ばされ、これは NPF と NPS が被拘留者を裁判所へ移送する車両を持っていなかったためである。一部の人は当局が訴訟資料を紛失してしまったという理由で拘留されたままであった。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：被拘留者は自身の拘留の合法性について法廷で異議を唱えることができ、NHRC に訴状を提出する権利を有する。例えば、(2016年)4月、アブジャ(Abuja)州の裁判所が EFCC に対し、人民民主党(Peoples Democratic Party)の元全国議長代行の EFCC による逮捕とその後における拘留を違法と宣告した後、1,000万ナイラ(31,750ドル)を損害賠償として支払うよう命じた。

とは言え、ほとんどの被拘留者がこのアプローチを非効果的と認め、これは彼らがたとえ法定代理人を立てても裁判に至るまで数年間待つことが多かったためである。

#### e 公正な公判の否定

憲法及び法律では司法の独立を規定しているものの、司法機関は依然、行政機関と立法機関からの圧力を受けやすい状態であった。政治的指導者は特に州及び現地レベルで司法に影響を及ぼした。人手不足、財源不足、非効率性及び汚職により司法が適切に機能しなかった。裁判官が公判に出席できないことが多かった。さらに裁判所職員は低賃金で、多くは適切な技能、訓練が不足していた。

裁判官は容易に賄賂を受け取り、訴訟当事者は公正な裁判が提供されるよう裁判所を信頼することはできないという公共認識が広まっていた。国民は長期遅延に直面し、裁判を円滑に進めるため又は有利な判決を得るために、司法職員から賄賂の要求を受けた。

司法省は連邦及び州レベルでの裁判官の教育及び在職期限に対する厳しい要件を施行したが、地方レベルでは裁判官に対する要求又は監視機関がなく、それにより地方裁判所での汚職及び誤審を引き起こされた。

憲法では、普通法法廷に加え、シャリア法又は慣習(伝統)法に基づく裁判所を諸州が設置することができる旨、規定している。シャリア裁判所は北部12州と FCT で機能していた。慣習法法廷は36州のほとんどで機能していた。事件の性質と当事者の同意が通常、管轄権を有する裁判所の種類を決定付けた。北部のシャリア裁判所の場合、裁判所を設置するための推進力は少なくとも部分的に、普通法制度における非効率、費用及び汚職の認知に由来するものであった。

憲法では特に、「民事訴訟」の場合にシャリア裁判所を認識するが、シャリア裁判所は非イスラム教徒に参加を強制する権限を持たない。非イスラム教徒は、イスラム教徒を相手とする民事紛争に関わる場合、シャリア裁判所で審理を受ける選択権を有する。

憲法では刑事事件でのシャリア裁判所の使用について何も規定していない。民事事件に加え、シャリア裁判所は刑事事件についても、原告と被告の両者がイスラム教徒であり、裁判地に合意すれば、聴聞を行う。

シャリア裁判所はシャリア刑法に基づき、鞭打ち、身体切断及び投石による死刑などの処罰を規定する「フドド (hudud) (イスラム刑法)」違反の場合を含め、量刑を言い渡すことができる。憲法では非宗教的刑事裁判所のみ支持し、シャリア刑事裁判所への非自発的参加を禁じているにも関わらず、ザムファラ (Zamfara) 州法ではイスラム教徒が関係する全ての刑事事件について、シャリア裁判所が聴聞を行うことを要求している。

被告人は普通法上訴裁判所を通じてシャリア刑法の合憲性について異議を唱える権利を有するが、(2016年)12月時点で、適切な法的立場を伴う異議申し立てが普通法上訴制度に至った例はなかった。シャリア法に基づく判決を行う最高上訴裁判所は引き続き、シャリア刑法における公式研修が義務付けられていない普通法裁判官を有する最高裁判所であった。シャリア法の専門家が彼らに助言を与えることが多い。

## 裁判手続

被告人は推定無罪であり、以下の権利を享受する：罪状を迅速かつ詳しく通知される権利（起訴時点から全ての上訴に至るまで必要に応じて無償で通訳を付けてもらう権利を伴う）；不当な遅延なく公正な公開裁判を受ける権利；自分の裁判に出廷する権利；選任の法定代理人と連絡を取る権利（又は公費で法定代理人の提供を受ける権利）；弁護の準備のための十分な時間及び便宜を有する権利；原告側証人と対峙する権利と承認及び証拠を提出する権利；証言又は自白を強要されない権利；及び上訴する権利。法律では被告人が直接又は弁護士経由で政府所有の証拠の入手を求める権利を認めている。

当局はこうした権利を必ずしも尊重しなかった。被告人には自身で選任した代理人を採用する権利があるものの、死刑を科す特定の犯罪を除いて、訴訟代理人不在で裁判を進めることを抑止する法律はない。当局は、法律の規定をはるかに超える期間にわたり裁判待ちの状態被告人を刑務所に拘留した (1.c.項参照)。

複数の人権団体の申し立てによると、政府は軍に拘留されたテロ容疑者に法定代理人を立てる権利、適正手続及び司法機関による聴聞を受ける権利を与えなかった。2015年に政府は拘留中のボコ・ハラム容疑者350名の訴追準備中であると発表したにも関わらず、(2016年)12月時点で政府が訴追を開始したという報告はなかった。他にボコ・ハラムとの関連を疑われた数千名もの人々が依然として拘留中で、彼らに対する捜査又は訴追は全く始まっていなかった。

普通法の下、女性及び非イスラム教徒は民事訴訟又は刑事訴訟で証言を行うことができ、他の証人の証言と同じ重みを持つ証言を行うことができる。シャリア裁判所は通常、女性及び非イスラム教徒の証言に対し、イスラム教徒の男性よりも少ない重みを与えた。一部のシャリア裁判所判事が男性と女性の被告人に対し、不倫又は密通を証明するために別々の証拠要件を許可した。例えば、一部のシャリア裁判所において、妊娠は女性の不倫又は密通の証拠として許容された。対照的に、シャリア裁判所は自白した又はその犯罪に関して証人による証言が得られた場合に限り、男性に有罪判決を下すことができた。ただしシャリア裁判所は、離婚の合意、子供の監護権、及び扶養手当を得られやすくするなど、女性に一定の利益を与えた。

軍隊裁判所は軍関係者の審理しか行わなかったが、軍隊裁判所の判決が文民法廷に上訴され可能性もある。軍隊隊員は民事／刑事事案に関して軍隊法の支配下にある。軍隊隊員の軍事活動指揮官は当該隊員に対する告訴を承認しなければならない。指揮官はその罪が軍法会議の開催又は軽度の懲戒処分どちらの対象になるかを決定する。指揮官が最終決定を下すものの、こうした決定は名目上、上位の審査を受ける。訴訟が進むと、被告は4名のメンバーからなる軍法会議による審理を受ける。法律では軍事審議会の場合での内部上訴のほか、文民上訴裁判所への最終上訴についても規定している。

(2016年)5月、NAは2名の将官について詳細不詳の罪状を審理する特別軍法会議を開くと発表した。(2016年)9月、軍法会議は2名のうち1名を無規律による有罪とし、階級を降格させた。(2016年)8月、NAは16名の兵士と4名の士官について、北東部での業務中に犯したとされる違反を理由とする軍法会議を召集した。これらの訴訟は(2016年)12月時点で係属中であつた。

#### **政治犯及び政治的理由により拘留された者**

政治犯及び政治的理由により拘留された者に関する新たな報告はなかった。過去数年間に反逆疑惑で逮捕されていた人々は(2016)年末時点でまだ拘留されたままであつた。

## 民事上の訴訟手続及び救済方法

憲法及び法律では民事訴訟における司法の独立を規定しているが、行政機関と立法機関のほか、ビジネス界も民事訴訟に影響や圧力を及ぼした。公務員による汚職及び判決を実行する意思の欠如も適正手続きを妨害した。法律では不満を軽減するための提訴を規定しており、裁判所は損害賠償請求を認め、人権侵害を中止又は阻止するための禁止命令を発令することを許可されているものの、民事裁判の判決の執行は困難であった。

### f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律では恣意的な干渉を禁止しているが、報告によると（2016）年中、当局はこうした権利を侵害し、警察は司法機関又は他の適切な機関からの許可なく家屋に立ち入った。ニジェール・デルタ地域で過激派集団との繋がりを疑われた複数の若い男性が無令状逮捕されたという報告があった。報告によると、法執行機関が汚職事件の捜査過程で無令状で捜索や逮捕を実行した。

連邦首都開発庁（FCDA : Federal Capital Development Authority）は相変わらず、アブジャ都市基本計画を遵守していないとされたコミュニティの住民を強制退去させると言って脅した。FCDA は典型的に、（構造物が合法的に建築されたことを示す書類を所有者が提示できた場合であっても）適切な許可のない全壊した家屋、事業所又は教会は危険である、あるいは健康被害をもたらすと主張した。多くの市民社会団体及び国民の主張によると、不動産開発業者は FCDA の支援を得て不動産を取得した。政府が解体することになる家屋の決定について、透明性のある法的手続きは取られておらず、自宅を失った人々は訴えを起こす資金がなく、補償も受けなかった。多数の観測筋の見解によると、下流及び中流階級の人々が自宅や財産を失ったことから、解体の動機は主に社会経済的階級に基づく汚職と差別にあった。

例えば、カドゥナ州政府は（2016 年）3 月、解体計画の差し止めを裁判所が命じたにも関わらず、グバギ・ヴィラ（Gbagyi Villa）の住民に解体通告を発行した。住民の主張によると、政府は住民に相談しなかった、あるいは代わりにの住宅又は補償を提供しなかった。

### g 国内の紛争での虐待行為

殺害：NA の第 7 師団と第 8 師団、NPF 及び DSS は引き続き、北東部でのボコ・ハラムに対する作戦を実行した。申し立てによると、一部の軍部隊がボコ・ハラムのメンバーと疑われる人々を殺害し、またボコ・ハラムを匿っている又は関連があるとされた民間人に対

する報復的戦術を行った。治安部隊も成人男性や少年を集団逮捕し、拷問した。NGO 及び元被拘留者の申し立てによると、軍による飢餓又は他の拷問形態の結果、ギワ兵舎など軍拘留施設で被拘留者が死亡した。

2015年に公表されたAIの報告書によると、2013年から2014年にかけて軍はボコ・ハラムに対する作戦過程で1,200件を超える超法規的殺害を行った。2014年の報道及びNGOの報告によると、NAはギワ兵舎でボコ・ハラムのメンバーと疑われた人々を拘留及び殺害し、ある例ではボコ・ハラムが施設を攻撃した後に622名の囚人が処刑された。ブハリ大統領は人権を守るという自身の政権の公約を繰り返し主張した一方、(2016年)12月時点でこれらの事件に関する捜査又は訴追の報告はなかった。

ボコ・ハラムは、自分達の政治的又は宗教的信念に異議を唱えていると認識された非宗教的機関及び人物に対する暴力活動を続けた。2015年前半に支配していた地域の大半から駆逐され、小さい町や農村部をわずかに支配する状態となったものの、ボコ・ハラムは依然、北東部全域にわたり民間人や軍を標的に複合的な攻撃や自爆テロを実行する能力を維持していた。あるNGOが報道を基にまとめたデータによると、ボコ・ハラムと政府間の紛争の結果、(2016)年中に約2,900名(民間人及び両陣営の戦闘員を含む)が死亡した。

このテロ集団はアダマワ州、ボルノ州及びヨベ州の人口密集地への攻撃を続けた。ゴンベ(Gombe)州でも攻撃を実行した。女性や児童が攻撃の多くを実行した。UNICEFが行った調査によると、ボコ・ハラムによる自爆攻撃は5件に1件の割合で児童を使用し、そうした児童の3分の2余りが少女であった。例えば(2016年)2月10日、17歳と20歳の女性2名の自爆攻撃者がボルノ州ディクワ(Dikwa)の国内避難民(IDP)キャンプで自爆し、58名が死亡、78名が負傷した。

誘拐：北東部での治安部隊による強制失踪に関するNGOや活動家による申し立ては依然、(2016年)10月時点で政府による調査が為されていない状態であった。ある活動家の名簿にのみ、2011年～2014年にかけてボルノ州で拘束され未だ行方不明となっている1,200人の氏名が記載されていた。

ボコ・ハラムは多くの場合コミュニティへの大規模な攻撃と同時に、男性、女性及び子どももの誘拐を続けた。この集団は男性、女性及び子どもに身代わりとなって戦うことを強要した。ボコ・ハラムに誘拐された女性及び少女は身体的及び精神的虐待、強制労働、強制結婚、強制改宗、軍事活動への強制参加及び性的虐待(強姦や性的奴隷を含む)の対象とされた。さらにボコ・ハラムは待ち伏せ地点への治安部隊の誘い込み、身代金支払の強要、捕虜交換にも女性及び少女を利用した。

一部の NGO の報告ではボコ・ハラムによる誘拐被害者数を 2,000 名余りと推定した一方、行方不明者の総数は不詳で、これは誘拐が続き、町が繰り返し入れ替わり、多数の世帯が依然として逃亡中又は IDP キャンプ内で分散していたためである。多数の誘拐被害者が何とかボコ・ハラムによる拘束から脱出したが、正確な数は分からない状態が続いた。(2016 年) 11 月時点で、軍はボコ・ハラムに誘拐された 1 千名余りを救出したと主張した。

2014 年にチボク (Chibok) 公立女子中学校からボコ・ハラムによって誘拐されたままの生徒 219 名はまだ拘束されていた。(2016 年) 5 月、ある自警団がボルノ州のサムビサ (Sambisa) の森で少女 1 名を見つけ、彼女は赤ん坊と、ボコ・ハラムが結婚させた男性と一緒にであった。(2016 年) 10 月、政府は誘拐された少女のうち 21 名の解放を確認した。

身体的虐待、刑罰及び拷問：治安当局はボコ・ハラム及び他の容疑者の捜索において過剰な武力を行使し、恣意的な逮捕、拘留又は拷問を行う場合が多かった (1.c 項参照)。

恣意的逮捕は北東部で続き、報告によると当局は多数の人々を生命を脅かす劣悪な状態で拘留した。ある軍拘留施設で、ある NGO が、外部と連絡が取れない状態で 1 つの監房に収容された 5 歳～16 歳の 120 名余りの男子の存在を示す証拠を文書化した。2015 年の AI の報告によると、2009 年以降、治安部隊は同地域で約 20,000 名を恣意的に逮捕した。これらの人々のうち、AI の推定によると 7,000 名余りが渇き、飢餓、窒息、過密状態に起因する疾病、医療の欠如、無換気の監房での燻蒸用化学物質の使用、及び拷問によって死亡した。

ボコ・ハラムは女性及び少女に対する広範に及ぶ性的暴行を実行した。脱出した者、あるいは治安当局又は自警団に救出された者は地元コミュニティによる排斥に直面し、また適切な医療や心理社会的治療及びケアをなかなか受けられなかった。

児童兵士：18 歳未満の若者がボコ・ハラムによる攻撃に参加した。ボコ・ハラムは賃金の支払い、強制徴兵、あるいは別の方法で少年少女に部隊での勤務及び攻撃や奇襲の遂行、簡易爆発物の仕掛け、スパイとしての勤務、そして自爆テロの実行を強要した。(2016 年) 4 月の UNICEF の報告によると、ボコ・ハラムが自爆攻撃に使用した少年少女の数は 2014 年の 4 名から 2015 年には 44 名に急増した。ボコ・ハラムは誘拐した少女を性的奴隷としても使用し、グループのために強制労働させた。(2016 年) 4 月、国連はボコ・ハラムが (2016) 年中に 225 名の児童を徴用したことを確認したと報告した。ボコ・ハラムはナイジェリア、カメルーン及びチャドで児童を自爆攻撃に使用した。

政府は児童兵士の徴用及び使用を禁じたが、政府治安部隊は CJTF を含む自警団との現場調

整を行い、報告によると一部は児童を徴用し、敵対行為に使用した。(2016年)4月の国連の報告によると、CJTFは(2016)年中に53名の児童兵士を徴用し、使用した。これらの児童は検問所に配属され、メッセンジャーやスパイの役割を果たした。

ボルノ州政府は一部のCJTFメンバーに財源提供と現物支給を続けた。政府当局者、北東部のコミュニティメンバー及び一部の国際NGOによると、ボルノ州青少年啓発プログラム(Borno State Youth Empowerment Program)という、州が協賛する、参加者が18歳以上であることを署名する審査を受ける訓練・雇用プログラムに参加したCJTFメンバーに限り、何らかの種類の支援を受けた。

以下のURLで公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

他の紛争関連の虐待：(2016年)8月時点で約180万人がアダマワ州、バウチ(Bauchi)州、ボルノ州、ゴンベ州、タラバ(Taraba)州及びヨベ州で国内避難民となっていた。IDPの97パーセントが、ボコ・ハラムによる反乱を強制退去の主な理由に挙げた(2.d項参照)。

## 第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

### a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論及び報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を頻繁に規制した。

言論及び表現の自由：憲法では全ての個人に「意見を持つ自由及び干渉されずに考えや情報を受け入れ開示する自由を含む表現の自由」の権利を付与している。連邦及び州政府は通常、この権利を尊重したが、政府が言論及びその他の表現の権利を奪った事例が報告された。

報道の自由：フリーダム・ハウス(Freedom House)による年1回のメディアの独立性に関する調査「報道の自由2016 (Freedom of the Press 2016)」は、報道は「部分的に自由」とであると説明した。大手の活気ある国内の民間報道機関はたびたび政府を批判した。新聞及びテレビは比較的高額で、識字レベルが低かったため、依然としてラジオがマスコミ及び情報の最も重要な媒体であった。

暴力と嫌がらせ：治安当局は時々、政治的汚職及び安全保障など慎重に扱うべき問題に関する報道をしたとして、ジャーナリストを拘束し、嫌がらせをした。治安当局及び警察は政府を批判したジャーナリストを逮捕及び拘留する場合があった。

例えば、(2016年)5月、あるジャーナリストが自動車で待ち合わせ場所へ向かっていたところ、警察官2名が路肩で運転者1名と同乗者を殴打していたのを目撃した。彼が停車して現場を撮影しようとした際、1名の警察官が阻止しようとした一方、もう1名が彼を平手打ちした。もみ合いになった後、これらの警察官は彼を逮捕し、ラゴス州のムシン(Mushin) LGAの警察署に連行した。警察は彼を脅迫した後、釈放した。

(2016年)8月、アブシディク(Abusidiqu)の名で知られる著名なブロガーがEFCC委員長をひどく批判する記事を公表した後、EFCC職員に逮捕された。彼の逮捕が幅広く批判される中、彼は2日後に釈放された。

検閲又は内容の制限：政府は放送媒体の監視及び規制を請け負っている国家放送委員会(NBC: National Broadcasting Commission)を通じて大半の電子媒体を規制した。法律では地元のテレビ局が特別な宗教番組、スポーツ番組、又は国益となる出来事を除く他国の番組を放送することを禁止している。ケーブル及び衛星放送はさほど規制されなかった。例えば、NBCはこれらのネットワーク上での外国のニュース及び番組の生放送を許可したが、ケーブル及び衛星放送局はその放送時間のうち20パーセントは現地の番組を放送しなければならない。

ジャーナリストは自主検閲を行った。現地NGOによると、治安当局は新聞編集者及びオーナーを脅して殺害及びその他の人権侵害に関する報道を検閲させた。

名誉毀損法：名誉毀損は民事犯罪であり、被告人はニュース報道又は社説に含まれている意見又は価値観の真実性を証明すること、若しくは罰金の支払を要求される。これによりメディアの被告人が「公共の利益の問題に対する公正批判」の判例法による法的擁護を頼りにできる状況が制限され、表現の自由の権利が規制された。名誉棄損は2年間の懲役刑及び場合によっては罰金の罰則が付く刑事犯罪である。

## インターネットの自由

インターネットの利用に対する政府による規制はほとんどなかったものの、インフラ及び手頃な価格への課題が根強く残った。(2016)年中、高速ブロードバンドの普及率は2014年の10パーセントから14パーセントにまで増加したが、ナイジェリア国内でのインター

ネット利用が増加したのは携帯電話の利用が増加したためであった。世界銀行によると、2015年の個人のインターネット利用率は47パーセントであった。

人権擁護者や企業幹部が、個人のデータ及びプライバシー権を保護する法律の不十分さに対する懸念を表明した。一部の市民社会団体、政府当局者及び企業幹部は、2015年サイバー犯罪法（Cybercrimes Act）より私的通信の傍受において法執行機関と治安当局に与えられる広範な権限に対する懸念を表明した。市民社会団体、企業幹部及びネットワーク事業者によると、過去の政権は国民の電気通信の大規模監視を実施し、また時々、ネットワーク運用者に反対派政治家の通信データの公開を強要したこともあった。

## 学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府による規制はなかった。

### b 平和的集会及び結社の自由

#### 集会の自由

憲法及び法律では集会の自由を規定しているが、政府は集会の政治的、民族的又は宗教的性質が混乱を招く可能性があるとして判断した場合、集会を禁止することもあった。礼拝所から離れて開催される野外礼拝は、異宗教間の敵対関係を増幅させる恐れがあるため、多くの州で引き続き禁止された。(2016年)10月、複数の北部州が、シーア派のアシュラ（Ashura）という記念行事の直前における宗教活動に対する規制を制定した。IMNがアシュラの遵守を試みた際、治安部隊がこの規制を執行しようとして少なくとも15名のIMNメンバーを殺害した。(2016年)11月にもカノ州での巡礼行進の際にIMNとNPFとの間で同様の状況が発生した結果、警察官1名と40名余りのIMNメンバーが死亡した。

同性同士の結婚及び市民的結合を禁止する法律である同性結婚禁止法（Same Sex Marriage Prohibition Act）も、いわゆる同性愛者団体を通じたいかなる人々の自由結社も違法としている（第6節、「性的指向及び性同一性に基づく暴力、差別及びその他の虐待に関する法律」参照）。

社会的な暴力を受けたことのある地域では、警察及びその他の治安当局は市民集会やデモをケースバイケースで許可した。

(2016)年中、治安当局はデモ参加者を解散させるために過剰な武力行使を続けた（1.a項

参照)。

## 結社の自由

憲法及び法律では政党、労働組合又は他の特殊利益団体に所属するその他の人々に自由に結社する権利を規定している。政府は概してこの権利を尊重した一方、当局が時々、一部の集団についてこの権利を無効にすることもあった。(2016年)10月、カドゥナ州政府はIMNについて、公共の秩序と平和に対する危険因子であるとの理由で排斥し、IMNのスポークスマン、イブラヒム・ムサ (Ibrahim Musa) を禁止に対する違反の容疑で逮捕するよう命じた。(2016年)12月時点でムサは逃亡中であった。

## c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

[www.state.gov/religiousfreedomreport/](http://www.state.gov/religiousfreedomreport/)

## d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では国内の移動、国外渡航、移住及び帰還の自由を規定しているが、治安当局はテロ攻撃及び民族宗教的暴力の被害を受けている地域に夜間外出禁止令を発令することにより、時折移動の自由を規制した。

政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR : Office of the UN High Commissioner for Refugees) 及び他の人道主義組織と連携し、難民、移民及び国内避難民のための国家委員会 (National Commission for Refugees, Migrants, and Internally Displaced Persons) を通じて難民及び庇護申請者を支援した。

国内移動：連邦、州又は地方の政府は夜間外出禁止令を発令し、その他アダマワ州、ボルノ州及びヨベ州ではボコ・ハラムに対する軍事行動との関連で移動を制限した。その他の州では民族宗教的暴行など様々な事象への対応策として夜間外出禁止令を敷いた。

警察は引き続き、都市及び主要幹線道路で「制止及び捜索」作戦を実施し、また時々、検問所を設置した。新たに就任した警察監察長官は、全ての検問所を撤去する旨の前任者の命令を更新したが、それでもなお軍と警察による多数の検問所の運用が続いていた。

亡命：強制追放の法的根拠はなく、国民を亡命させるための公式の法的手続きの事例はなかった。中には政治的理由又は個人的安全保障の危惧により自主亡命を選択する国民もいた。

## 国内避難民

(2016年)12月の国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)の報告によると、アダマワ州、バウチ州、ボルノ州、ゴンベ州、タラバ州及びヨベ州に約180万名の国内避難民がいた。反乱が主な理由で、次いでコミュニティの衝突であった。IOMの推定によると、IDPの24パーセントがキャンプ及びキャンプに似た環境で暮らし、76パーセントがホストファミリーと一緒にあった。IDP人口の過半数が女性で、55パーセントが18歳未満の児童、うち48パーセントが5歳未満であった。実際のIDPの数はもっと多いと考えられるが、これはIOMの活動が全州を包含しておらず、北東部のアクセス不能地域も含まれていないためである。

食糧が依然、IDPの最も差し迫ったニーズの1つであった。国連は(2016年)12月、ほとんどのIDPが存在する北部3州において食糧支援が早急に必要であると報告した。飢餓早期警告システムネットワーク(Famine Early Warning Systems Network)によると、ボルノ州とヨベ州で最近アクセスできるようになった地域で(2016年)10月にスクリーニングされた児童のうち20~50パーセントが急性栄養失調の状態であった。複数のNGOによると、ボルノ州バマ(Bama)で(2016年)5月に10日間のうちに120名のIDPが餓死した。食糧に加え、IDPは清浄な水、医療及び避難所の不足にも直面した。北東部での危機の重大度を認識した政府は(2016年)9月、様々な省庁の対応活動の評価と見直しを行う省庁間タスクフォースを任命した。

IDPは、特に北東部で、重大な保護問題に直面し続けた。(2016年)4月、UNHCRはマイドゥグリ、ディクワ及びダンボア(Damboa)のキャンプ、集落及びホストコミュニティにおけるIDPの緊急保護評価の結果を公表した。マイドゥグリでは調査対象区域の過半数が、食糧との引き換え又はIDPに出入りする自由のためのサバイバル・セックスの事例を報告した。全調査対象区域の半数近くがキャンプやコミュニティ内での女性及び少女の強姦を報告した。(2016年)10月のヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW: Human Rights Watch)による報告では、キャンプ指導者、自警団、警察官及び兵士を含む政府当局者及び他の当局者によるIDPの女性及び少女に対する強姦及び性的搾取の事例を文書化した。政府はHRWの所見に迅速に対応し、既に捜査命令を出していると答えた。(2016年)11月、警察監察長官はHRWから報告された全ての事件を捜査する特別パネルの設置を発表した。その直後、ボルノ州警察長官は100名の女性警察官をIDPキャンプに配属したと発表した。(2016

年) 12月、監察長官は警察官2名、刑務官1名、CJTFメンバー2名、公務員1名及び軍人3名を、IDPに対する性的虐待容疑で逮捕したと発表した。

UNHCRによる迅速保護評価における全ての現場の3分の1少々が、IDPキャンプ及びホストコミュニティにおいてボコ・ハラムのメンバーと疑われる人々を治安当局が逮捕及び拘留したという事例を報告し、被拘留者の家族はほとんどが逮捕後に被拘留者から連絡がなかった。保護に関する回答者間での他の懸案の例として攻撃又は爆弾攻撃、説明責任の欠如と人道支援の迂回、薬物乱用、敵対と不安、女性及び少女に対する嫌がらせ、ホストコミュニティ向けの人道支援の欠如が挙げられた。

複数のNGOの報告によると、性別に基づく性的暴行を受けたIDP被害者が安全で秘密の心理社会的カウンセリング及び医療サービス又は安全な空間を利用する機会が限られ、これらの人々に提供される資源が不十分であった。ボコ・ハラムに誘拐された女性や少女のほか、拘束中に強姦された結果として生まれた赤ん坊も、汚名やコミュニティでの孤立に直面した。

## 難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民認定の許可を規定しており、政府は難民の保護を提供するための制度を確立した。UNHCRによると、(2016年)11月時点で難民約1,363名(都市部の難民1,100人超を含む)及び庇護申請者が440名いた。これらの人々は主にコンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、コートジボワール、トーゴ、マリ、スーダン及びギニアの出身者で、大部分がラゴス州都市部、及びオグン州イジェブオデ(Ijebu Ode)に住居した。

雇用：難民はナイジェリア国内で自由に移動及び労働することを許可されていたが、多くの国民がそうであるように、雇用機会はほとんどなかった。

基本的サービスの利用：国民同様、難民は警察及び裁判所にほとんど立ち入ることができなかった。

恒久的解決策：政府はUNHCRと共同で、(2016年)2月までにカメルーン難民616名の自主的帰還を促した。政府は長期化した難民の現地統合作業計画も実施中であった。

一時的保護：政府は難民認定を受けられない数百名の人々に一時的保護を提供した。

### 第3節 政治的プロセスへの参加の自由

法律では普遍的かつ平等な選挙権に基づく、秘密投票によって実施される自由かつ公正な定期的選挙において自分達の政権を選ぶ能力を国民に与えている。憲法及び法律では自由な政党結成を認めている。(2016年)9月時点で40の政党が独立全国選挙委員会(INEC: Independent National Electoral Commission)に登録されており、前回調査の28党から増えている。憲法では選挙立候補者全員を政党が後援することを要求している。

#### 選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙: INECはプロセスの規制と選挙違反防止によって選挙を監督する責任を負う独立の選挙管理機関である。2015年11月から(2016年)8月にかけて、INECは139回の選挙を実施し、これには任期満了に伴う選挙と補欠選挙も含まれる。一部の選挙で不正行為の申し立てがあり、INECはうち22件を、違反を理由に停止処分とした。

(2016年)11月のオンド州知事選挙など多数の選挙が、比較的平和裏に行われた。しかし、政治運動員による著しい暴力や投票者及び選挙当局者に対する脅迫が、非定期選挙や再選挙の一部を台無しにした。結果として、INECは一部の州で選挙を延期した。

州知事選挙又は州議会選挙を INEC が取り消し、延期及び再実施したという例が複数あった。

(2016年)7月、INECはリバーズ(Rivers)州議会の再選挙を延期した。INECの見解では、リバーズ州LGAの一部における暴力事件が政治的レトリックを煽り、州内のINEX施設に対する攻撃が選挙実施を危うくした。これらの選挙は当初2015年に実施されていたが、選挙請願仲裁機関が結果を無効とし、そして投票者に対する脅迫、結果シートを閲覧できない状況、選挙資料の紛失、及び一部のLGAにおける結果の不照合を申し立てる訴訟への対応策として再選挙を命じた。NGO観測筋によると、深刻な異常事態が(2016年)12月にリバーズ州で3回行われた再選挙を台無しにした。こうした事態の例として治安部隊による行動規範及び職務ルールの違反や、選挙管理者及び他の人々による明白な偏見が挙げられる。NPF、NA及びDSSによる、複数の死亡者を出す結果となった深刻な暴力事件が複数あった。少なくとも警察官1名が死亡した。INECと警備員の監視下での政党代理人による選挙違反行為や投票所乗っ取りの証拠があった。

複数の市民社会団体の報告によると、選挙プロセスの様々な要素について意見を述べたり観察したりする能力に対する法的制限はないが、選挙プロセスの様々な側面が依然として不透明で、これは申し立てによると利害関係者による選挙プロセスの完全性を弱体化又は回避しようとする意図的な試み、あるいはINECの財務面又は物流面での制約が原因であっ

た。一部の市民社会団体によると、投票者から選挙権を奪おうとする試みが、恒久的投票者カード手続の回避や的を絞った選挙関連暴力を通じて増大しつつあった。こうした傾向の一部への対応策として、INEC は定期的に、カードリーダーを適切に使用することを怠った投票所の票を無効にした。

女性及びマイノリティーの参加：女性又はマイノリティーによる投票、公職選挙への立候補、又は選挙監視人としての勤務を抑止する法律はない。政治プロセスに参加させないよう、集団を意図的に排除したという事例又は報告はなかった。観測筋は主要政党及び政府、特に北部におけるリーダーシップの機会の減少の原因を、宗教的及び文化的な障壁にあるとした。国会の議席の約 5 パーセントを女性が占め、閣僚 36 名中 6 名が女性であった。全国レベルで公職に立候補する女性のごくわずかで、2015 年には候補者総数 746 名のうち女性がわずか 128 名（17 パーセント）で、下院候補者 1,772 名のうち女性は 270 名（15 パーセント）であった。

#### 第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事処分を規定しているが、政府はこの法律を効果的に実施しておらず、当局者は罰せられることなく汚職に手を染めることが多かった。大規模で広範囲に及ぶ汚職の蔓延により、政府及び治安当局の全階層が影響を受けた。憲法では在職中の大統領、副大統領、州知事及び副知事に対する民事及び刑事訴追免除を規定している。（2016）年中に政府職員による汚職の報告が多数あった。

汚職：独立汚職行為委員会（ICPC：Independent Corrupt Practices Commission）はほとんどの形態の汚職を訴追する広範な権限を有する。EFCC による命令は金融犯罪と経済犯罪に限り適用される。（2016 年）10 月、ICPC は進行中の訴追 82 件を抱え、1,311 件の公開調査を実施し、2015 年 9 月から（2016 年）8 月にかけて 8 件の有罪判決を確保した。EFCC は（2016）年中に 66 件の汚職事件が係属中で、13 件の有罪判決を確保し、598 件の公開調査を実施した。

ICPC と EFCC による汚職防止の取り組みは依然として主に低階級及び中階級の政府当局者に焦点を当てていたが、2015 年の大統領選挙以降、双方の組織が現職及び元職の政府高官に対する調査を開始し、起訴に持ち込んだ。これらの事件の多くが係属中であった。ICPC と EFCC 双方によると、遅延は裁判官不足と、広範囲に及ぶ提訴実務及び複数回の休廷許可が原因であった。

EFCC による政治家の逮捕及び起訴は（2016）年中ずっと続き、著しい数の野党政治家を巻

き込み、EFCCの一部における党派的動機付けの申し立てに繋がった。EFCCが提訴したある事件において、(2016年)11月、連邦裁判所は横領された資金における16億7,000万ナイラ(530万ドル)のロンダリングについて、グッドラック・ジョナサン(Goodluck Jonathan)元大統領の元補佐官が利用したとされる企業4社に有罪判決を下した。汚職捜査過程でEFCCは関連するあらゆる適正手続保護措置を遵守したわけではなかった。(2016年)11月、西アフリカ国家経済共同体(ECOWAS: Economic Community of West African States)の司法裁判所は、2015年11月の元国家安全保障顧問サンボ・ダスキ(Sambo Dasuki)の逮捕及び拘留を違法と宣告した。ある裁判所が、ジョナサン政権時代に軍用品の購入に充てることを意図された136億ナイラ(4,320万ドル)の流用疑惑についてEFCCが起こした訴訟において、彼を保釈した。

(2016年)10月と11月、DSSは複数の連邦裁判官を、数名の最高裁判所判事を含め、汚職容疑で逮捕した。著名な市民社会団体代表者が逮捕を非難し、国内諜報機関としてのDSSは必要な法執行権限がないと申し立てた。彼らの逮捕後、政府は判事の一部を移民関連違反から資金洗浄に至る様々な罪状で起訴した。

2015年に警察の汚職蔓延対策が発表され、2013年に警察行動規範が發布されていたにもかかわらず、(2016年)11月時点で警察官に対して係属中の汚職事件の報告例はなかった。

資産公開: 行動規範局及び裁判所に関する法律(CCBTA: Code of Conduct Bureau and Tribunal Act)では、公務員(大統領、副大統領、州知事、副知事、閣僚及び立法者(連邦及び州レベルの両方)を含む)は就任前及び辞職後、行動規範局(CCB: Code of Conduct Bureau)に保有資産を開示するよう義務付けている。憲法ではCCBに対し「国会が規定する条件及び状態に基づき、公開情報をナイジェリア全国民による閲覧が可能な状態にする」ことを要求している。法律は資産情報の公開に対応していない。違反者には起訴の恐れが及ぶものの、訴訟は判決に達しないことが多い。

2015年にCCBは行動規範裁判所(Code of Conduct Tribunal)、即ちCCBTA違反を審理するため同法により創設された裁判所へ、ブコラ・サラキ(Bukola Saraki)上院議長を虚偽資産申告により起訴した。(2016年)11月、裁判所は2017年まで審理を一時休止した。

情報の一般公開: 法律では誰でも省庁からの情報を請求することを許可している。当該省庁は情報へのアクセス許可、請求受理から7日以内にアクセス拒否の理由を説明すること、又は3日以内に適切な省庁に当該請求を移行することを義務付けられている。法律により、全ての省庁が記録を保管し、係る情報が別段に指定される場合を除いて「幅広く流布され、また印刷、電子媒体及びオンラインソースを含む様々な手段を通じて一般市民が用意に関

覧可能な状態である」ことを確保しなければならない。法律では公務員に対し、刑法及び公務機密法（Official Secrets Act）の対象となる情報を除き、法律の定めるところによる「あらゆる情報の誠実な開示」のためのあらゆる形態の民事訴訟又は刑事訴訟における免責を規定している。この例外が、情報開示と情報へのアクセスを阻害している。法律では公共機関によりアクセスを拒否された人物が司法審査を求めて裁判所に当該事件を提出する期間を 30 日間と規定している。法律には情報又は記録へのアクセスを不当に拒否するあらゆる機関又は公務員に科される罰金 500,000 ナイラ（1,590 ドル）が含まれる。記録の破棄は 1 年以上の懲役に処せられる重罪である。ただし、この法律による免責は大統領、副大統領、上院議長、下院議長並びに全州知事に対して適用される。法律では各公共機関に対し、情報請求の自由と検事総長に対する従順に関する年次報告書を提出することと、係る情報を様々な手段によって一般市民に公開するよう要求しているが、そうした情報の所在特定は困難であった。

## 第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的人権団体は総じて政府による規制を受けずに活動しており、人権問題に関して調査を行いその結果を公表した。政府職員が協力し、当該団体の見解に対処する場合もあったが、時には申し立てが調査もされずにすぐさま却下される場合もあった。

政府の人権団体：法律では NHRC を人権の促進及び保護のための独立的な非司法機構として定めている。NHRC は国内 6 つの行政区域に所在する地域支局を通じて人権モニタリングを行う。NHRC は人権侵害に関する申し立てを調査し、拷問及び劣悪な刑務所の状態などの調査結果を詳述する定期報告を公開する。法律では NHRC による裁定及び判決としての勧告の承認及び実施を規定している。

## 第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

### 女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：女性に対する暴力に対抗するための包括的な法律はない。結果として、被害者及び生存者は司法に頼ることがほとんど又は全くなかった。一部の州（ほとんどが南部）は何らかの形態の性的暴行を禁止又は一定の権利保護を追求する法律を制定した一方、過半数の州がそうした法制を定めていなかった。

対人暴力禁止（VAPP：Violence against Persons Prohibition）法は性的暴行、身体的暴行、精

性的暴力、有害な伝統的慣行及び社会経済的暴力に対処する法律である。VAPP の下、配偶者への暴行、自宅からの強制退去、財政面での依存の強要又は経済的虐待、有害な未亡人の慣行、女性器切除／女子割礼（FGM/C）、有害な伝統的慣行、薬物攻撃（酸攻撃など）、政治的暴力並びに国家的行為者(特に政府治安部隊)による暴力は違反行為である。暴力の被害者及び生存者は、訴訟期間中に身元が保護されると共に、認定を受けたサービス提供者及び政府機関による包括的医療、心理的、社会的及び法的支援を受ける権利がある。ただし各州で導入されるまで、VAPP の規定の適用は FCT に限定される。

法律では強姦を刑事犯罪と規定している。VAPP では 14 歳以上の違反者に懲役 12 年から終身刑までの刑罰と、その他全ての違反者には最高で 14 年の懲役刑を規定している。さらに VAPP では有罪判決を受けた性犯罪者の公開登録、並びに裁判所との調整及び被害者が VAPP により規定されるさまざまな種類の支援（例：医療、心理的、法的、回復、社会復帰に関連するもの）を確実に受けられるようにするために、地方政府レベルで護衛官を指名することも規定している。この法律には、レイプ被害者に対し十分な賠償金を支払う権限を裁判所に与える規定も含まれる。

強姦は依然として蔓延していた。ある研究によると、調査対象となった大学生のうち約 20 パーセントが少なくとも 1 件の強姦被害事例を報告した。2013 年に HIV 治療に焦点を当てた「治療アクセスのための積極的行動（Positive Action for Treatment Access）」という NGO が思春期直前及び青年期（10 歳～19 歳）の 1,000 名を対象として全国規模の調査結果を公表し、少女 10 名につき 3 名の割合で初めての性的体験が強姦であったと報告したことを指摘した。

社会的圧力及び強姦に関連する汚名により、通報される強姦の割合及び有罪判決に対して科される刑罰が減少した。強姦及び性的暴行で有罪が確定した被告に対する判決には一貫性がなく、軽い場合が多かった。

性別に基づく暴行を違法とする全国で適用される法律は存在しない。VAPP は配偶者への暴行に対して最長で 3 年間の懲役刑、最高 200,000 ナイラ（635 ドル）の罰金又はその両方を規定している。VAPP では配偶者／パートナーへの暴行を、身体的危害を与える意図がある接触、むち打ち又は殴打を含む、武力又は暴力の故意による対人使用と定義している。この法律は恐怖、不安又は不快感を抱かせる脅威を伝えることによる脅迫で有罪判決を受けた全ての人物に対して、最長 1 年間の懲役刑を規定している。さらにこの法律により、被害者からの申請に基づき保護命令を発令する、並びにドメスティック・バイオレンス担当調整官に対し連邦政府宛に年次報告書を提出するよう命じる権限が裁判所に与えられている。こうした連邦規定をよそに、ドメスティック・バイオレンス関連法を既に制定してい

るのはクロス・リバー州、エボニ (Ebonyi) 州、ジガワ (Jigawa) 州及びラゴス州だけであった。

ドメスティック・バイオレンスは依然として蔓延しており、それを社会的に容認できると考える人が多かった。CLEEN 財団 (CLEEN Foundation) による 2013 年全国犯罪被害及び治安調査 (National Crime Victimization and Safety Survey) の報告によると、全国の男女の回答者のうち 30 パーセントがドメスティック・バイオレンスの被害を経験したと述べた。

警察は家庭内紛争への介入を拒否する、又は虐待を誘発しているとして被害者を責める場合が多かった。農村地域の裁判所及び警察は、申し立てられた虐待の程度が地方の慣習規範を超えていない場合、夫を虐待容疑で正式に告訴した女性を保護するために介入することを嫌った。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : 2016 年の UNICEF の報告書によると、15 歳～49 歳の女性のうち 25 パーセントがこの慣行を受けていた。母親の報告によると 14 歳未満の少女の 17 パーセントが同様に FGM/C を受けていた。女性及び少女がこの慣行を受けた年齢は、生後 1 週間から最初の出産後まで、変動があった。ほとんどの被害者が 1 歳の誕生日より前に FGM/C を受けた。2014 年の UNICEF の報告によると、15 歳～49 歳の女性における実施率は南西部で最も高く (約 51～81 パーセント)、次いで南東部及び南部 (約 26～50 パーセント) で、北部では比較的小規模であった。

VAPP では陰核切除又は性器切除を執行する人物に最高で 4 年間の懲役又は 200,000 ナイラ (635 ドル) の罰金、若しくはその両方を科している。同法では当該人物をほう助又は教唆する者に最高で 2 年間の懲役又は 100,000 ナイラ (317 ドル) の罰金、若しくはその両方を科している。同法の適用上、陰核切除は医学的理由以外で少女又は女性の外性器を全て若しくは部分的に切除することを指している。法律により、FGM/C を執り行う者、FGM/C を行う第三者を手配する者、若しくは FGM/C を行うよう第三者を扇動、ほう助、教唆又勧告する者は違反者となる。

連邦法では陰核切除又は性器切除を犯罪としているものの、連邦政府はこうした慣例を抑止するための法的措置を講じなかった。12 の州が FGM/C を禁止している一方で、州議会が FGM/C を違反と見なしていても、NGO は州法がその管轄区域に適用されることを地方当局に納得させなければならぬと認識した。保健省 (Ministry of Health)、女性団体及び多くの NGO が FGM/C の健康被害についてコミュニティを教育する社会認識プロジェクトに協賛した。資金不足や物流面での障壁により、医療従事者との接触が限定された。

他の有害な伝統的習慣：VAPPの下、第三者に有害な伝統的習慣を受けさせた者は最長で4年間の懲役又は500,000ナイラ（1,590ドル）以下の罰金、若しくはその両方が科せられる可能性がある。未亡人に有害な伝統的習慣を受けさせた者は、2年間の懲役刑又は500,000ナイラ（1,590）以下の罰金、若しくはその両方の対象となる。VAPPの適用上、有害な伝統的習慣とは、相続又は権利継承の否定、FGM/C又は割礼、強制結婚並びに家族及び友人からの強制隔離を含む、女性又は少女の基本的権利に悪影響を及ぼす全ての伝統的行為、考え方や習慣を指す。

連邦法をよそに、プルダ（purdah）という、社会的隔離、血縁関係のない男性から女性及び思春期の少女を隔離する文化的習慣が北部各地で続いた。ナイジェリアの一部地域では、差別的な伝統的習慣により未亡人が否定的な扱いを受けた。北東部で圧倒的に多く見られる「監禁」は依然として、未亡人に対して最も広く行われる剥奪の慣例であった。監禁された未亡人は約1年間社会的規制下に置かれ、文化的に定められた服喪期間の一環として剃髪し黒服を着用するのが一般的であった。その他の地域では、未亡人を夫の家族により「相続される」夫の財産の一部として見なした。一部の南部の伝統的コミュニティでは、夫が死亡したとき未亡人に嫌疑がかけられた。潔白を証明するため、未亡人らは亡くなった夫の体を洗うために使用した水を飲むことを強要された。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは依然として頻発する問題であった。セクシャル・ハラスメントを禁止する法律は存在しないものの、当局は暴行法に基づき暴力を伴う嫌がらせを起訴することができる。VAPPではストーキングを犯罪と見なし、最長2年間の懲役刑又は最高500,000ナイラ（1,590ドル）の罰金、若しくはその両方が科される。同法ではセクシャル・ハラスメントを明確に違反と見なしていない。同法はセクシャル・ハラスメントを性別又は性に基づく性的性質のある身体的、言葉的又は非言語的な行為として法的に規定している。セクシャル・ハラスメントは依然として発生し続けている又は深刻な問題であり、品位を落とし、屈辱を与え、若しくは敵対的又は威圧的な環境を生むものである。同法では情緒的、言語的及び心理的虐待及び脅迫行為を違反と見なしている。

雇用又は大学での評点と引き換えに性的な接待を要求する慣例は依然として広く行われた。一部地域では女性は社会的及び宗教的理由で嫌がらせを受けた。女性の権利団体の報告によると、アブジャ環境保護委員会（Abuja Environmental Protection Board）は首都アブジャの路上から商業的な性的労働者を排除する名目で女性を収監した。活動家によると、同委員会はその後、女性に釈放のため金銭の支払い若しくは売春の自白及び更生することを強制した。複数の市民社会団体の支援を受け、4名の女性が同委員会を相手取ってECOWAS司法裁判所に集団提訴した。（2016年）11月時点で訴訟は係属中であった。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの人数、間隔及び時期を決定する権利があるものの、生殖に関する健康に関する情報、並びに生殖に関する質の高い医療サービス及び緊急の産科治療へのアクセスを広範囲で利用することはできなかった。世界保健機関（WHO：World Health Organization）の報告によると、2015年の妊産婦死亡率は妊婦管理、経験を積んだ助産婦、緊急産科治療及びその他の医療サービスへのアクセス不足などの要因により、生児出生100,000件につき814件であった。(2016)年中、WHOは熟練の医療従事者が立ち会っての出生率を2006年～2014年の期間に35パーセントであったと報告した。国連人口部の推定によると、15歳～49歳の少女及び女性の16パーセントが2015年に現代的な避妊法を使用した。国連人口基金の報告によると、2010年時点で20歳～24歳の女性の28パーセントが18歳未満で出産を経験していた。

差別：憲法では女性に男性と同じ法的地位及び権利を規定しているが、女性は顕著な経済的差別を受けた。法律では同一価値の労働に対する平等な報酬を義務付けておらず、さらに雇用における性に基づく無差別も義務付けていない。特定分野での女性の雇用を禁止する法律はないものの、報告によると、女性は男性と同じように重工業や建設業界で労働することができなかった。女性は伝統的及び宗教的慣例に基づき差別を受ける場合が多かった。

女性は概して社会的に無視される状態が続いた。女性の土地所有を禁止する法律はないものの、慣例法による土地所有制度により土地所有は男性にしか許可されておらず、女性は結婚又は家族を通じて土地に立入ることができるようになる。多くの慣行により女性が夫の財産を相続する権利も認められておらず、義理の両親が故人である夫の全財産を事実上取得した際、貧困者になる未亡人が多かった。

シャリアを採用した12の州では、シャリア及び社会規範は女性に多かれ少なかれ影響を与えた。ザムファラ州政府は、交通機関及び医療においてイスラム教徒の男女を分離することを義務付ける法律を施行した。2013年にカノ州政府は、男女は公共交通機関の利用中に分離されていなければならない旨を明示する声明を発表した。

多くの刑事裁判において、女性の証言は男性の証言よりも影響力が小さかった。女性はほとんどの警察拘留施設において、保釈を手配できても保釈金を積むことができなかった。

## 子ども

出生登録：子どもはその両親から市民権を引き継ぐ。政府は男女いずれの場合も出生登録

を義務付けておらず、大多数の出生は登録されなかった。2013年のナイジェリア人口統計・保健調査（NDHS：Nigeria Demographic and Health Survey）によると、5歳未満の子どもの出生のうち30パーセントしか登録されていなかった。書類の不足により、教育、医療又はその他の公共サービスを拒否されることはなかった。

教育：公立学校は依然として低水準な状態が続き、施設が限定的なために多くの子どもたちの教育を受ける機会が妨害された。法律では初等及び中等学校の対象年齢である全ての子どもに、自由で義務的な全員共通の基本的教育を提供することを義務付けている。憲法の下、女性と少女はあらゆるレベルで経歴・職業指導を受けるほか、上質な教育、進学及び生涯学習を利用できる旨、規定されている。こうした規定をよそに、女性の教育参加に対する広範な差別と障害が根強く残っている。

教育の財源の大半は連邦政府からの拠出であり、州政府と分担して支払うよう義務付けられた。普遍的基礎教育を達成するには公共投資が不十分であった。利用可能な推定によると、教育への公共投資はGDPの1～7パーセント少々の範囲であった。

推定約3,000万人の小学校就学年齢児童のうち、推定で3分の1が正式に認定された学校に登録されていなかった。就学率は北部で最も低く、男子と女子の就学率はそれぞれ約45パーセントと35パーセントであった。UNICEFによると、北部では女子10名当たり男子は22名が就学していた。17歳～25歳の若者の約25パーセントの学歴が2年未満であった。

国内の多くの地域で、社会的及び経済的要因により、教育を受ける機会において女子が差別を受けた。経済的困窮にも関わらず、多くの家庭は初等及び中等学校に入学させる子どもの決定に際し、女子よりも男子を優遇した。2015年のナイジェリア教育データ調査（Nigeria Education Data Survey）によると、小学校就学率は全国で68パーセントにまで増えたが、就学年齢の男子は依然、女子よりも就学率が多少高かった。同調査によると、小学校の就学率は男子が91パーセント、女子が78パーセントで、中学校では男子が88パーセント、女子が77パーセントであった。

北東部は小学校就学率が最も低く、北部地域全体でも45パーセントであった（女子が43パーセント、男子が46パーセント）。最も顕著な理由はボコ・ハラムによる反乱であり、数千名もの児童がボルノ州とヨベ州で教育の継続を妨げられた（学校の破壊、コミュニティの強制移転、及び危険な州から安全な州への大規模な世帯移動が原因）。

児童虐待：児童虐待は依然として全国で日常的に行われていたが、政府はそれに対処するための有意な措置を講じなかった。2015年に公表されたナイジェリア対児童暴力調査

(Nigeria Violence Against Children Survey) からの所見により、18 歳未満の児童 10 人につき約 6 人が何らかの形態の身体的、情緒的又は性的な暴力を幼少期に経験していたことが明らかとなった。児童 2 人に 1 人が身体的暴力を受け、女子 4 人に 1 人と男子 10 人に 1 人が性的暴行を経験し、女子 6 人に 1 人と男子 5 人に 1 人が情緒的暴力を経験していた。

2010 年のマドラサ教育に関する関係省庁委員会 (Ministerial Committee on Madrasah Education) の報告によると、950 万名の児童が「アルマジリ」として働き、農村世帯の貧しい児童は親から都市部へ送られ、表向きはイスラム教の教師と一緒に勉強し、生活することになっていた。教育を受ける代わりに、多くの「アルマジリ」が肉体労働への従事又は教師に引き渡される物乞いを強制された。宗教指導者はこれらの児童に保護施設又は食糧を十分に与えないことが多く、児童の多くが事実上、ホームレスとなった。

一部の州では魔法使いとして非難された児童が殺害されたか、あるいは誘拐や拷問など虐待を受けた。

いわゆる出産工場が依然、児童養護施設、宗教施設又は更生施設、病院あるいは産院を装って運営を続けていた。これらの工場は、意思に反して拘束され、強姦された妊婦（ほとんどが未婚の少女）に新生児の売り渡しを申し出た。工場運営者は児童を例えば養子縁組、児童労働、売春又は生贄の儀式などの目的で売り払い、男子が女子より高く売れた。(2016 年) 8 月、アビア州アバ (Aba) の警察がある住宅から妊婦 5 名を救出し、所有者は児童人身売買に関わっているとのことであった。(2016 年) 10 月にはデルタ州アサバ (Asaba) の警察が 18 歳～20 歳の妊婦 7 名を救出し、犯人は妻と共に、生まれたばかりの子供を売り払っていたとのことであった。

早期結婚及び強制結婚: 法律では男女とも結婚の最低年齢を 18 歳に規定している。UNICEF の「世界子ども白書 2013 年版 (State of the World's Children 2016)」によると、女子の 43 パーセントが 18 歳未満で結婚し、17 パーセントが 15 歳未満で結婚していた。児童婚姻の発生率は地域差が大きく、北西部での 76 パーセントから、南東部での 10 パーセントの範囲であった。最低結婚年齢を規定する 2003 年児童権利法 (Child Rights Act) を採択していたのは 24 州のみで、ほとんどの州、特に北部の州は連邦政府が定める公式の最低結婚年齢を遵守していなかった。政府はこの問題について宗教的指導者、首長及び族長を関与させ、早期結婚の健康被害に重点を置いた。一部の州は児童を早期結婚から保護するための学校助成又は諸経費免除を確立することを目的とした NGO のプログラムに協力した。政府は幼い少女を結婚のために売り払うことを止めさせるための法的措置を講じなかった。信頼できる報告によると、貧しい世帯は収入を補うために、あるいは社会的及び宗教的伝統に係る理由から、娘を売り払って結婚させた。

ある NGO によると、教育は女子が児童として結婚することになるか否かを示す主要な指標であり、無教育の女性の 82 パーセントが 18 歳未満で結婚していたのに対し、中学校以上の学歴を持つ女性では 13 パーセントであった。北部では親達が、教育の質が劣悪であるために通学を娘の結婚に代わる存続可能な手段と捉えることができないと主張した。貧しい世帯は収入を補うために、娘を売り払って結婚させた。婚前交渉につながる「不作法」を抑止するため、若しくはその他の文化的及び宗教的理由で、年齢に関わらず早ければ思春期に幼い少女を強制結婚させる世帯もあった。ボコ・ハラムに誘拐された少女も強制結婚の対象とされた。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：18 歳未満の少女については上記の「女性」のセクションを参照のこと。

児童の性的搾取：2003 年児童権利法では児童売春及び児童との性交渉を禁じ、関わった成人にはそれぞれ 7 年以下の懲役と終身刑を罰則として規定している。3 分の 2 の州が同法を採択している。過半数の州が、18 歳未満を児童とする同法の定義を保持する一方、一部の州は現地の婚約及び婚姻の慣行に適応する形で最低年齢を引き下げている。

VAPP では近親相姦を違法と見なし、最長 10 年の実刑判決を規定している。2015 年サイバー犯罪法では児童ポルノの製作、調達及び所持について懲役 10 年、罰金 2 千万ナイラ (63,500 ドル)、若しくはその両方が科せられる犯罪と規定されている。

児童の性的搾取は依然として重大な問題であった。児童は国内外で性行のために売買された。2013 年後半の女性に対する暴力警告プロジェクト (Project Alert on Violence against Women) が公開した調査によると、10 歳未満の児童が性的暴行の被害者となるリスクは 39 であった。

故郷を追われた児童：(2016 年) 12 月の IOM の報告によると、180 万名の強制退去者がアダマワ州、バウチ州、ボルノ州、ゴンベ州、タラバ州及びヨベ州にいた。18 歳未満の児童が IDP 人口の 55 パーセントを占め、うち 48 パーセントが 5 歳未満であった。

多数の児童がホームレスで、路上生活していたが、政府には信頼性のある統計がなかった。ホームレス児童の背景にある主な要因は家庭の不安定、貧困、飢餓、親からの虐待、そしてコミュニティ内での衝突に起因する強制退去であった。

国際的な子の奪取：ナイジェリアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年の

ハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「*国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)*」を参照のこと。

[travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html](https://travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html)

## 反ユダヤ政策

全員が国際的企業の外国人従業員である推定 700~900 名のユダヤ人コミュニティメンバーはアブジャに居住した。主流のユダヤ人コミュニティからユダヤ人と認められているわけではないが、2,000~3,000 名のイグボ (Igbo) 族はユダヤ系であると主張し、ある種のユダヤ教主義を実践していた。反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

## 人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「*人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)*」を参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](https://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

## 障害者

雇用、教育、空路及び他の手段での、医療の利用又は他の州サービスの提供において、身体、知覚、知能又は精神障害を抱える人々に対する差別を禁止する連邦法は存在しないが、法律では「個人の出生の境遇」に基づく差別を禁止している。プラトー (Plateau) 州及びラゴス州には障害者の権利を保護する法律がある一方で、アクワ・イボム (Akwa-Ibom) 州、ジガワ州、オスン (Osun) 州及びオヨ (Oyo) 州はこうした法律を策定するための措置を講じた。女性問題・社会開発省 (Ministry of Women's Affairs and Social Development) は障害者を担当している。NHRC 及び労働省 (Ministry of Labor) など一部の政府機関は、障害関連の問題に対応する職員 1 名を指名した。

メンタルヘルスケアサービスはほとんど存在しなかった。少数の刑務所の職員は、精神障害のある囚人向けに個別の精神療養施設を提供するために個人的な寄付を利用した。障害のある囚人は全て、一般囚人と一緒に収監され、特別なサービス又は適応措置を一切受けなかった。

障害者は社会的な不名誉、搾取及び差別に直面し、血縁者は障害者を不名誉の元と見なすことが多かった。世帯収入に貢献できない障害を持つ児童を負担と見なす家族は多く、ひどい虐待を加えたり、無視することもあった。貧しい障害者の多くは路上で物乞いをした。

知的障害者は場合により障害者コミュニティ内でさえも汚名を着せられた。

政府はアブジャ州とラゴス州で職業訓練施設を運営し、貧しい障害者の訓練を行った。州個別でも身体障害者の自活を支援するための施設を提供した。障害者はザリアの盲人の希望財団（Hope for the Blind Foundation）、カノ州ポリオ患者信託協会（Kano Polio Victims Trust Association）、アルビノ財団（Albino Foundation）及びナイジェリア人障害者の包括的権限付与（Comprehensive Empowerment of Nigerians with Disabilities）といった自助 NGO を設立した。全国共同障害者協会（Joint National Association of Persons with Disabilities）は様々な障害者団体の包括的組織として機能した。2008 年の教育省（Ministry of Education）の推定によると、学齢期の障害児 325 万人のうち、わずか 90,000 人が初等学校へ、65,000 人が中等学校に入学したに過ぎなかった。

### 国籍／人種／少数民族

民族的に多様な国民は 250 以上の集団で構成された。多くは地理的に密集し独自の一次言語を話した。ハウサ（Hausa）人、イグボ人及びヨルバ（Yoruba）人の主要 3 集団が人口の約半数を占めた。全ての民族集団のメンバーは、特に民間部門の雇用様式及び都市部の隔離において、民族差別をした。長期に渡る緊張状態の歴史が、一部の民族集団の間に存在した。民族集団間の緊張状態に対処するための政府による取り組みは、警察、軍部及びその他の治安当局を巻き込む合同部隊の形態をとることが多い、非常に集中的な治安措置を伴うのが一般的だった。公式政策の伝達を担当する政府機関、国家指導局（National Orientation Agency）は時折会議を開催し、忍耐及び国家の統一を支持する公報メッセージを発表した。

法律は政府による民族差別を禁止しているものの、ほとんどの民族集団は政府収入の配分、政治的代表、又は両方の面で隅に追いやられていると主張した。

憲法では政府に対し、内閣及び他の上級の地位について、36 の州又は 6 つの地政学的地域の各代表者に割り当てられなければならないことを意味する「連邦的性格」を保持することを義務付けている。ブハリ大統領による内閣の任命は、こうした連邦的性格を反映していた。重要な地位及び他の任命権の割り当てにおいて、特定の民族集団を特別扱いするよう政府職員に圧力を掛けるために旧来の関係性が利用された。

全ての国民はナイジェリアのどの地域でも居住する権利があるものの、州政府と地方政府はその地域の土着ではない民族集団を差別する 경우가多く、民族集団の起源であるものの、もはや全く縁故のない地域に戻ることを時折強制した。州政府と地方政府は脅迫、賃貸借

及び雇用における差別、又は自宅の破壊により非先住民に移住を強要することもあった。定住することを選んだ人々は、奨学金の否認や市民サービス、警察及び軍における雇用からの除外など、さらなる差別を受ける場合もあった。例えば、プラトー州で主にイスラム教徒及び非先住民のハウサ人、フラニ（Fulani）族が土地の所有権、職業、教育を受ける機会、奨学金及び政府への代表において、地方政府から深刻な差別を受けた。

土地紛争、民族的相違、移住者と先住者の敵対及び宗教的所属が、中央ベルト地帯（ナイジェリア中部）全域にわたるフラニ族畜産家と農業者との間での衝突の一因となった。あらゆる単独攻撃の動機の判断は依然として困難であった。失踪後に遺体で発見される「静かな殺人」が、(2016) 年中絶えず発生した。襲撃者が個人の家屋又はコミュニティを標的として攻撃する夜間の報復攻撃が頻発した。

土地の権利を巡る対立がナサラワ（Nasarawa）州、ベヌエ（Benue）州及びタラバ州の集落付近で暮らすティブ（Tiv）族、クワラ（Kwala）族、ジュクン（Jukun）族、フラニ族及びアザラ（Azara）族のメンバー間で続いた。

#### 性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

2014 年同性結婚禁止法（SSMPA : Same Sex Marriage Prohibition Act）は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の権利を支持又は推進するあらゆる形態の活動を事実上違法とするものである。SSMPA の下、同性婚又は市民結合していることと認められた者は 14 年以下の懲役刑に処せられる可能性がある。さらに、「同性婚又は市民結合の挙式」の支援、又は「ゲイのクラブ、協会、団体、行列又は会合の登録、運営及び維持を支援」若しくは「ゲイのクラブ、協会、団体の登録、運営又はこれらへの参加、若しくは同性の恋愛関係に関するショーを直接的又は間接的に公開」したとして有罪と認められた者も、懲役 10 年に処せられる違反となる。(2016) 年中に政府がこうした規定を実施したという報告はなかった。

SSMPA の可決後、LGBTI の人々は性的指向又は性同一性の認識に基づく嫌がらせや脅迫が増加したと訴えた。ニュース報道及び LGBTI 擁護者が多数の逮捕者が出ていることを報告したものの、全ての事例において被拘留者は起訴されずに保釈金の支払い後釈放されたが、これは大抵、賄賂にほかならなかった。(2016 年) 10 月に公表された報告書において、HRW は SSMPA の下での訴追の形跡を全く認めなかった。しかし、HRW によると、同法は警察や一般市民が LGBTI 者に対して拷問、性的暴行、恣意的拘留、虐待及び適正手続権の侵害などの人権侵害を正当化するために利用する手段と化していた。他に HRW が SSMPA の影響として挙げたのは LGBTI 者の孤立と自己検閲行動の増加で、これらは場合によっては

LGBTI 者が社会的に許容されるジェンダー規範に従おうとして異性パートナーと結婚し、子供をもうけることにも繋がった。

2015 年に公表されたある調査によると、SSMPA の可決後、「追放」されることを恐れてしぶしぶ HIV 医療サービスを利用するゲイ及びバイセクシャルの男性が増加した。調査対象のゲイ及びバイセクシャルの男性 707 人は、2013 年及び 2014 年にコミュニティの診療所による HIV 予防及び治療サービスを受けていた。同法の成立以前は 756 人が診療所を訪れたが、施行後はわずか 420 人しか訪問しなかった。

シャリアを採用した北部 12 州では、同性同士の性的行動を理由に有罪判決を受けた成人は投石による死刑となる可能性がある。シャリア裁判所は（2016）年中にこうした判決を下さなかったものの、同性同士の性的活動の罪で有罪判決を受けた者は鞭打ち刑を言い渡された。

（2016 年）8 月、ソコト（Sokoto）のシャリア警察が男性 2 名を、ゲイ結婚の祝福を企んだという理由で逮捕した。当局は 2 人を釈放し、その後、誤認逮捕であったことを認めたが、これら男性 2 名は服装倒錯行動が特徴の伝統的セレモニーに参加していた。

同性同士の性的活動に対する社会的なタブーが拡大したことで、自身の性的指向を公開する LGBTI はほとんどいなくなった。複数の NGO が LGBTI 団体に、LGBTI 者向けの安全な避難場所を提供したほか、擁護、メディアの責任及び HIV/AIDS の認識における法律上の助言及び研修を提供した。（2016）年中、政府及び政府機関はこうした団体の活動を妨害しなかった。

### **HIV 及び AIDS に対する社会的汚名**

36 州及び FCT の全域にわたる広範な社会の断面を対象に実施された 2013 年の NDHS によると、女性の 50 パーセントと男性の 46 パーセントが HIV 感染者に対して差別的態度を取っていると報告した。一般市民はこの疾病を、不道德な行動の結果であり、同性同士の性的活動に対する罰であると捕らえた。HIV/AIDS 感染者は失業したり、医療サービスの利用を拒否されることが多かった。当局及び NGO はこうした不名誉を軽減し、公的な啓蒙活動を通じて認識を変えようと試みた。

### **他の社会的暴力又は差別**

さまざまな報告によると、（2016）年中に路上の暴徒が犯罪容疑者を殺害した。ほとんどの

場合、こうした暴徒の行動は逮捕に至らなかった。

身体の特定の部位が神秘的な力を与えると信じる儀式主義者は、儀式及び祭式用として身体の一部を収集する目的で誘拐や殺人を犯した。例えば、(2016年)4月、オグン州の警察が、儀式目的で殺害されたとされるある男性の身体を収めた社を発見した。

白皮症を抱えて生まれた人々は差別を受け、災難と見なされ、時には出生児に遺棄されるか、又は魔術目的で殺害される場合もあった。

## 第7節 労働者の権利

### a 結社の自由及び団体交渉権

法律では軍隊及び「必要不可欠のサービス」に就いている公務員を除く全ての労働者に、労働組合又は他の団体を結成又はこれに所属し、合法のストライキを実施し、集団交渉する権利を規定しているものの、こうした権利を実質的に規制する法定制限もあった。労働組合を合法的に設立するには、様々な登録要件を満たさなければならない。法律により、50名以上の組合員を有し、その業界又は職種で登録済みの労働組合がない場合、労働組合の登録が可能になる。労働組合の登録まで、官報での登録申請公開日から起算して3か月間の通知期間が経過しなければならない。この3か月間の通知期間内に労働・生産性省 (Ministry of Labor and Productivity) が登録に対する異議を受理しなければ、同省は通知期間終了から3か月以内に当該組合を登録しなければならない。ただし、異議が提示された場合、同省は無期限で当該登録を審査及び協議する。登録機関は、妥当な異議が提示された、若しくは当該労働組合の目的が労働組合法 (Trade Union Act) 又は他の法律を侵害するという理由で登録を拒否することができる。各連合は12以上の関連労働組合で構成されていることが必須であり、各労働組合は単一の連合の排他的メンバーでなければならない。

法律では概して、労働組合が政府による干渉を受けずに活動を実施する能力を規定していない。法律では合法とされる労働組合の活動を狭く定義している。労働・生産性担当大臣は労働者及び使用者団体の登録を取り消す広範な権限を有する。労働組合登録機関は組合の報告を随時審査する広範な権限を有する。加えて、法律では労働組合が国際団体に合法的に加盟する前に政府の許可を得ることを義務付けている。

法律は賃金に関するあらゆる団体協約について、当該協約が拘束力を有するものになるか否かを定める給与収入賃金に関する国家委員会 (National Salaries, Income, and Wages Commission) に登録されるよう、規定している。輸出加工区 (EPZ) の労働者及び使用者は、

労働関連法、1992年ナイジェリア輸出加工区条例（Nigeria Export Processing Zones Decree）及び他の法律の規定が適用される。EPZの労働者は団体交渉を計画及び実行することができるものの、政府による干渉を受けずに独自の運営陣及び活動を組織する権利を当該労働者らに付与する明確な規定はない。法律では労働者代表による労働者を組織することを目的にEPZへ自由に立ち入ることを認めておらず、ある区域内での使用者の業務開始後10年間は労働者によるストライキを禁止している。さらに、連邦政府がEPZ計画を運営するために設立したナイジェリア輸出加工区管理庁（Nigerian Export Processing Zones Authority）には、使用者と従業員の間の紛争解決に対処する独自の権限があり、それにより共同交渉者らの自律性を制限する。

法律ではストライキ権を制限する法的規制を規定している。法律ではストライキを呼び掛ける場合に登録済みの全組合員による多数決を義務付けている。法律では、雇用契約又は団体協約の交渉、適用、解釈又は履行に起因する争議、若しくは賃金や労働条件に関連する争議など、雇用契約又は団体協約の集合的違反や根本的違反に起因する争議などを含む、権利をめぐる争議のためにストライキを行う権利を規制している。法律では、国際労働機関（ILO：International Labor Organization）によれば過剰に広義に定義されている、必要不可欠なサービスにおけるストライキを禁止している。係るサービスの例として、ナイジェリア中央銀行（Central Bank of Nigeria）；ナイジェリア証券印刷造幣株式会社（Nigerian Security Printing and Minting Company Limited）；銀行法（Banking Act）の下で銀行業を行う認可を受けた法人；郵便事業；ラジオ放送；電気通信；港湾、埠頭又は空港の維持管理；道路、鉄道、海又は河川での旅客、商品又は家畜の輸送；路上清掃及びごみ収集が挙げられる。必要不可欠なサービス外での多くを含むストライキ活動は、当事者を拘束する最終的裁定につながる強制的な仲裁手続きが適用される可能性がある。

国家の経済政策をめぐるストライキは禁止されている。違法ストライキの参加者に科せられる処罰には、罰金及び6か月以下の懲役刑がある。

団体交渉協約に従う労働者は、その組合が強制的調停及び政府への争議の付託に関する規定を含む法的要件を順守している場合を除き、ストライキに参加してはならない。労働者は労働に関する抗議を、審理を求めて司法制度に提出することができる。法律では労働者によるストライキへの参加の強要、空港の閉鎖、若しくは公共の支道、機関又はあらゆる種類の施設の妨害を禁止している。違反者は罰金及び場合により実刑を受ける。さらに法律では、団体協定の適用期間中のストライキ禁止条項が含まれていることを条件とする組合費の「天引き」支払を行うことで、ストライキをする権利を規制している。ストライキ参加者及び先導者に対する懲罰を禁止する法律はないものの、自身が不公平な懲罰の被害者だと確信するストライキ参加者は、労働・生産性省の承認を得て、当該事案を産業仲裁

委員会 (Industrial Arbitration Panel) に提出することができる。同委員会の決定は当事者に対する拘束力があるものの、全国産業裁判所 (National Industrial Court) に上訴することができる。仲裁手続は煩雑で時間を要し、ストライキ参加者に対する懲罰の阻止に効力がない。個人も労働・生産性省に請願する権利を有し、全国産業裁判所による仲裁を請求することができる。

法律では反労組の差別全般を禁止しておらず、経験の浅い労働者を保護するに留まる。法律では組合活動を理由に解雇された労働者の復職を規定していない。

2013 年、ILO は労働組合法及び労働争議法 (Trade Disputes Act) の多数の規定について、結社の自由を規制することによって ILO 協定第 87 及び 98 条に矛盾しているという裁定を下した。

労働者は自らの権利の一部を行使した一方、政府は概して適用可能な法律を効果的に執行しなかった。罰則は違反を抑止する上で十分でなかった。インフレにより、旧来の法律によって定められた多くの罰金の抑止価値が下がった。例えば、100 ナイラ (0.32 ドル) 未満で済む可能性のある罰金もあった。

労働・生産性省は年間約 5 団体の組合を登録した。当局者の報告によると、組合員数が近年減少し、労働者の大半は非公式経済で働いた。

多くの場合、労働者が悪影響を恐れたために反労組的行為の報告が抑制された。労働者代表によると、警察は公開デモを許可することはほとんどなく、抗議集団を解散させるために日常的に武力を行使した。

政府は ILO に EPZ での労働組合化の開始を報告し、EPZ 内で組合員を組織している公益法人・市民サービス・技術／娯楽系サービス従業員合同組合 (Amalgamated Union of Public Corporation, Civil Service, and Technical and Recreational Services Employees) に言及した。

公共部門及び組織的な民間部門全体で団体交渉が行われたものの、特に銀行や電気通信などの一部の民間部門での規制が続いた。国際労働組合総連合 (International Trade Union Confederation) によると、政府及び一部の民間部門使用者は独自の団体協約を履行できない場合があった。例えば政府は、政府と保健部門合同労働組合 (JOHESU : Joint Health Sector Union) との間での 2009 年協約を履行する旨の、全国産業裁判所の裁定に従わないことが度々あった。(2016 年) 2 月、医療従事者が政府による協約履行の誓約を受けて 3 か月間のストライキを中止した。(2016 年) 9 月、JOHESU は未払い賃金に関する政府による不履行

を申し立て、2度目のストライキ決行を表明した。

複数の組合員が、使用者が年金拠出金及び従業員に対する他の義務を回避する目的で契約社員及び短期労働者の使用を拡大していることについて、不満を訴えた。この問題が、2014年7月のナイジェリア石油・天然ガス労働者組合（Nigeria Union of Petroleum and Natural Gas Workers）による3日間の警告ストライキ決行を促した。

法律では正当な労働組合活動を理由に解雇された労働者の復職を規定していないが、労働・生産性省は労働活動主義を理由に解雇された組合員の再雇用を命じた。

報告によると国外の使用者の一部が、特に建設及び繊維部門において、労働関連法を遵守しなかった。例えば（2016年）5月と7月、最近解雇されたばかりの外資系建設会社労働者が、適切な通知、退職金の提供、及び義務である年金拠出金の捻出の不履行疑惑に抗議した。現地NGOの報告によると、使用者は雇用条件として、労働組合への参加を試みることを明確に禁止した契約書への署名を労働者に要求した。中には労働組合の結成に関与した労働者を解雇した使用者もいた。

## **b 強制労働の禁止**

法律では児童による労働を含む、大半の形態の強制労働を禁止しているものの、強制囚人労働を含む処罰を規定する法律もあった。法律では強制労働への関与を理由に有罪判決を受けた者について、罰金及び懲役を規定している。同法の施行はナイジェリア国内の多くの地域で効果が上がらない状態のままであった。政府は強制労働を特定又は排除する措置を講じたものの、州政府と連邦政府間の財源不足や管轄問題が取り組みを妨害した。

強制労働は依然として蔓延していた。女性や少女は家事労働での強制労働の対象となった一方で、男児は路上販売、家事労働、採鉱、採石、農業及び物乞いでの強制労働をさせられた。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

## **c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢**

法律では一般的な最低雇用年齢を12歳に規定している。14歳未満の児童は日雇い労働しか

許可されておらず、各出勤日の最後に当日の賃金を受け取り、毎晩両親又は保護者の住居に帰宅可能でなければならない。法律により、これらの規制は家事労働には適用されない。

法律では使用者が家族である場合について、農業及び園芸での軽作業を例外とすることも規定している。16歳未満の児童は地下作業、機械作業又は公休日労働を認められていない。労働法により18歳未満と定義されている「若者」を、健康に対して有害、危険又は不道徳な仕事に雇用することはできない。産業労働及び船上作業において、家族が雇用されていない場合、最低就労年齢は15歳であり、これは教育修了年齢要件と一致する。法律の定めにより、1日当たり8時間を超えて児童を農作業又は家事に使用することは認められていない。12歳以上の若者の徒弟制度は、熟練を要する職種において、又は家事使用人として使用する場合に許可されている。

2013年に政府は児童労働を排除するための全国行動計画及び国家戦略を承認した。労働・生産性省は労働関連法の執行に責任を負う。連邦政府による児童権利法を全面的に施行するには州レベルでの批准が必要である。23の州とFCTが同法を可決した。残りの州はシャリアが施行されている北部に多かった。

労働・生産力省は特に児童労働問題に取り組み、労働条件及び労働者保護に関する法律規定を実施するための監査部門を運営した。2014年に同省は全域で1,684件の監査を行い、5件の違反があったことを報告した。大半の労働監査は無作為に行われたが、実際の申し立てではなく、違法活動の疑いがある場合に行われることもあった。同省は主に、児童労働の発生が深刻ではないとされる公式事業部門での監査を実施した。国家人身売買防止機関（NAPTIP : National Agency for the Prohibition of Traffic in Persons）は児童労働関連法の執行に部分的に責任を負うものの、主に人身売買及び児童労働の被害者の社会復帰を行っている。被害者又はその保護者は、脅迫や失業の懸念を理由にほとんど苦情を訴えることはなかった。（2016）年中、同省が召喚状を発行した、あるいは児童労働の使用人から罰金を徴収したという確実な報告はなかった。

政府の児童労働政策では介入、擁護、敏感化、立法、潜在的に有害な労働環境からの児童の離脱、離脱後の児童の社会復帰及び教育に重点が置かれた。最悪の形態の児童労働から児童を離脱させる試みにおいて、政府はナイジェリア国内各地にNGOと共同で職業訓練施設を運営した。

政策や行動計画をよそに、法律の執行が弱い又は為されていない状況を背景に、児童は十分に保護されない状態のままであった。児童労働は蔓延しており、労働・生産性省とNAPTIPの推定によると、有害作業に雇用された230万人を含め、1,500万人を超える児童が児童労働

働に従事していた。

ナイジェリア国内で特定された最悪の形態の児童労働の例として挙げられたのは、商業的農業及び有害農作業（ココア、キャッサバ）；路上鷹狩り；鉄及び金物工事など搾取的な家内工業；有害な機械作業場；搾取的及び有害な家庭内労働；商業的漁業；搾取的及び有害な畜産及び牧畜活動；建設業；運送業；採鉱及び採石；売春及びポルノ；強制労働及び借金による束縛；暴力への強制参加；犯罪活動；民族的、宗教的及び政治的紛争；並びに麻薬密売への関与などであった。

都市部では物乞い、路上行商人、バスの車掌及び家事使用人として働く児童が多かった。北部では、児童労働者のうち政府推定で約 950 万人もの「アルマジリ」が路上での物乞いに従事した（第 6 節、「子ども」参照）。児童は農業部門及び鉱山でも働いた。男児は農場、食堂、小企業、花崗岩鉱山での強制労働者、並びに路上行商人及び物乞いとして働いた。女兒は家事使用人、路上行商人及び商業的性的労働者として不本意に働いた。ナサラワ州ラフィア（Lafia）周辺では、現地の子どもたちが大きな岩の塊を打ち砕き、それを山積みにして、頭上に乗せて運搬した。バウチ州及び FCT でも子どもたちがこの作業に従事した。ザムファラ州では、子どもたちは金鉱石の加工に使用する産業施設で働き、有害な状況に曝された。

ある国際機関が州政府当局者と共同で、14 歳未満の児童の雇用を排除し、14～16 歳の労働者を擁護するオンブズマンの役割を果たした。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

[www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/](http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)

#### d 雇用及び職業に関する差別

法律では人種、性別、宗教、政治的意見、ジェンダー、障害、言語、性的指向、性同一性、年齢、HIV 陽性状態、又は社会的身分に基づく雇用及び職業における差別を禁止していない。総じて政府は雇用又は職業における差別に有効に対処しなかった。

性に基づく雇用及び職業における差別が発生していた（第 6 節、「女性」参照）。特定分野での女性の雇用を禁止する法律はないが、女性は伝統的及び宗教的慣例に基づく差別を受けることが多かった。警察規制では女性に適用される特別な求人要件及びサービス条件、特に妊娠状態及び婚姻状態に関連する基準と規定を定めている。

複数の NGO が、民間部門での、特に雇用を受ける機会、より上級の専門的地位への昇進及び給与平等における女性に対する差別が続いていることへの懸念を表明した。信頼性のある報告によると、多くの企業は「妊娠したら解雇」という方針を実施した。女性は依然として公式部門では占める割合が少なかったが、非公式経済、特に農業、食品加工、市場での商品販売で活躍し、必要不可欠の役割を果たした。企業部門で雇用された女性の人数は年々増加したものの、女性は同等の仕事に対して平等な給与を受け取っておらず、商業的信用の獲得又は世帯主としての課税控除又は税金の還付の取得において困難に直面することが多かった。とりわけ未婚女性は多くの差別に耐えた。複数の州が女性のための均等機会を義務付ける法律を定めていた。

#### e 受入れ可能な労働条件

全国の法定最低賃金は月額 18,000 ナイラ（57 ドル）であった。従業員 50 名未満の使用者はこの最低基準を免除され、労働者の大半が対象外であった。貧困収入水準に関する公式推計値はない。特に州政府による最低賃金の実施は、労働者による抗議及び警告ストライキにも関わらず依然として散発的であった。

法律では農業及び家庭内労働者を例外として、1 週間の労働時間 40 時間、2~4 週間の年次休暇、及び超過勤務／休日勤務手当を義務付けている。法律では奨励金又は超過勤務を定義していない。法律では文民政府職員の過度に強制的な超過勤務を禁止している。

法律では一般的な安全衛生規定を定め、一部は特に若年者又は女性労働者を対象にしている。法律では使用者に対し、労働災害で負傷した労働者や扶養遺族への補償を要求している。法律では有害な環境に置かれる工場従業員の保護を規定しているが、他の非工場労働者に対する同様の保護は規定していない。法律は合法的な外国人労働者に適用されるものの、全ての企業がこれらの法律を順守したわけではなかった。労働・生産力省はこうした基準の執行に責任を負う。

法律により、労働者は雇用の危機なく健康又は安全を脅かす状況から脱することができるが、当局は事実上、こうした状況において従業員を保護しなかった。

労働・生産性省は工場検査官と労働官を雇用しているが、同省の監査部は安全衛生条件の適切なモニタリングと執行を行うには職員が足りないと申告した。同部は工場における安全衛生基準の遵守状況の検査を任されているが、資金不足、基本的資源及び訓練の不足の状態、その結果、ほとんどの企業、特に建設現場及び他の非工場作業現場で安全規制を

十分に執行しなかった。加えて、政府は法律を厳格に執行しなかった。当局は非公式部門で基準を執行しなかった。

労働・生産力省の報告によると、2014 年中に労働安全衛生関連の死亡が 25 件と、重大な産業事故が 1 件発生した。複数の情報源によると、危険な状況が国内津々浦々で頻繁に見受けられた。2014 年、1,684 件を超える労働監察とは別に、特に危険な部門又は脆弱な集団を対象に違反防止と労働条件改善に向けて政府が対策を拡大したという報告はなかった。